

遺失物の取扱いに関する意識調査及び 各種事業者の遺失物取扱状況に関する調査

平成 1 8 年 3 月

財団法人 社会安全研究財団

遺失物の取扱いに関する意識調査

第1	調査概要	2
第2	調査結果	
1	落とし物をした経験の有無について	4
2	落とし物を拾った経験の有無について	6
3	落とし物返還システムについて(複数回答可)	8
4	落とし物の保管期間について	10
5	返還率の低い物品の取扱いについて	12
6	個人情報を含んだ物品の所有権移転について	14
7	施設管理者の拾得物取扱いについて	
(1)	拾得物の内容確認について	16
(2)	拾得物に記載(入力)された個人情報の確認について	18
8	拾得者及び遺失者の連絡先の告知について	
(1)	遺失者に拾得者の連絡先を告知する場合	20
(2)	拾得者に遺失者の連絡先を告知する場合	22
9	動物の取扱いについて	24
10	警察での遺失物取扱いに関する要望(複数回答可)	26
11	各種施設での遺失物取扱いに関する要望(複数回答可)	28
第3	調査票	30

各種事業者の遺失物取扱いに関する調査

第1	調査概要	36
第2	調査結果	
1	遺失物取扱いの現状と問題点	37
2	各種意見要望	40
(1)	現行の遺失物の保管期間について	
(2)	安価な物件の取扱いについて	
(3)	個人情報の取扱いについて	
(4)	現行の遺失物取扱いに関する要望について	

参考資料

遺失物行政の在り方に関する提言	45
遺失物の取扱いに関する基礎資料	59
遺失物関係法令	63

遺失物の取扱いに関する意識調査

第1 調査概要

1 調査目的

この調査は、警察及び施設管理者が行う遺失物の取扱いについて、現行の取扱制度に対する国民の意識及び改善に関する要望を把握することを目的として実施した。

2 調査項目

- 落とし物をした経験の有無について
- 落とし物を拾った経験の有無について
- 落とし物返還システムについて（複数回答可）
- 落とし物の保管期間について
- 返還率の低い物品の取扱いについて
- 個人情報を含んだ物品の所有権移転について
- 施設管理者の拾得物取扱いについて
 - ・ 拾得物の内容確認について
 - ・ 拾得物に記載（入力）された個人情報の確認について
- 拾得者及び遺失者の連絡先の告知について
 - ・ 遺失者に拾得者の連絡先を告知する場合
 - ・ 拾得者に遺失者の連絡先を告知する場合
- 動物の取扱いについて
- 警察での遺失物取扱いに関する要望について（複数回答可）
- 各種施設での遺失物取扱いに関する要望について（複数回答可）

3 調査対象

母集団 全国運転免許試験場において自動車運転免許証の更新を受けるために来場した優良運転者講習受講者の男女個人

標本数 3,841人

4 調査期間

平成18年2月15日～2月21日

この報告書のみかた

- 1 比率は、当該対象に対する百分比(%)を表している。複数回答の設問では、百分比(%)の合計は、100.0%に一致しない場合がある。図表中の「n」は、百分比(%)を算出する基数を示している。
- 2 百分比(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示した。このため、小計の百分比(%)は該当する選択肢を合わせたものに一致しない場合がある。
- 3 図表中の「-」は、回答者が皆無のものである。
- 4 図表中の地域区分は以下のとおり。
北海道 = 北海道
東 北 = 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東 = 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北 陸 = 新潟県、富山県、石川県、福井県
中 部 = 山梨県、長野県、岐阜県
東 海 = 静岡県、愛知県、三重県
近 畿 = 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国 = 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国 = 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州 = 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄県

第2 調査結果

1 落とし物をした経験の有無について

落とし物の経験については、「ある」と答えた人が全体の70.1%、「ない」と答えた人が29.6%となっている。

問 あなたは、落とし物をしたことがありますか？（n = 3,841）

図1 落とし物をした経験の有無について

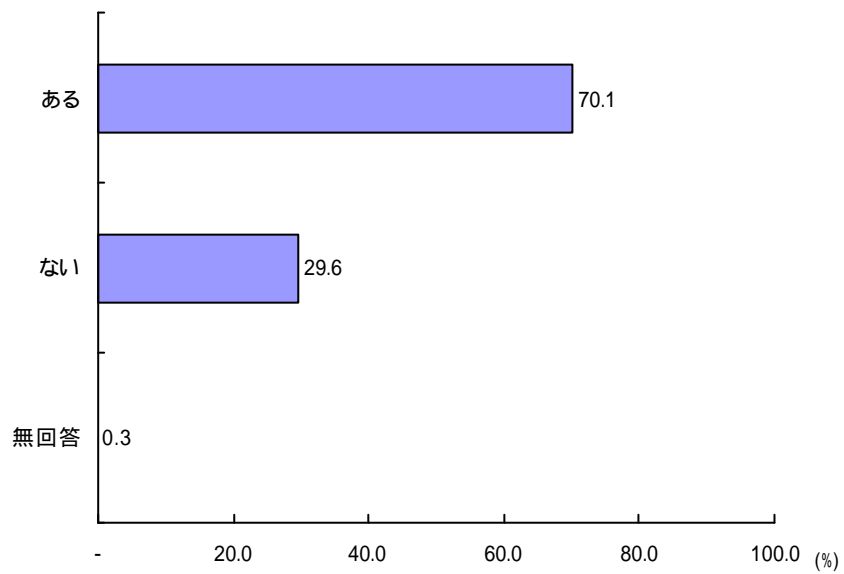


表 1 落とし物をした経験の有無について

		総 数	あ る	な い	無 回 答
全 体		3841	2694 70.1	1136 29.6	11 0.3
性別	男	2072	1499 72.3	572 27.6	1 -
	女	1760	1193 67.8	561 31.9	6 0.3
年代	20歳代	830	593 71.4	235 28.3	2 0.2
	30歳代	778	557 71.6	220 28.3	1 0.1
	40歳代	816	601 73.7	214 26.2	1 0.1
	50歳代	856	605 70.7	249 29.1	2 0.2
	60歳代	520	317 61.0	202 38.8	1 0.2
	70歳以上	23	13 56.5	10 43.5	- -
	地域区分	北海道	111	81 73.0	30 27.0
東 北		331	238 71.9	93 28.1	- -
関 東		920	686 74.6	231 25.1	3 0.3
北 陸		239	138 57.7	101 42.3	- -
中 部		152	97 63.8	55 36.2	- -
東 海		359	252 70.2	107 29.8	- -
近 畿		660	478 72.4	176 26.7	6 0.9
中 国		267	187 70.0	79 29.6	1 0.4
四 国		206	131 63.6	75 36.4	- -
九 州		596	406 68.1	189 31.7	1 0.2

2 落とし物を拾った経験の有無について

落とし物を拾った経験については、「ある」と答えた人が全体の 64.2 %、「ない」と答えた人が 35.3 %となっている。

問 あなたは、落とし物を拾ったことがありますか？ (n = 3,841)

図2 落とし物を拾った経験の有無について

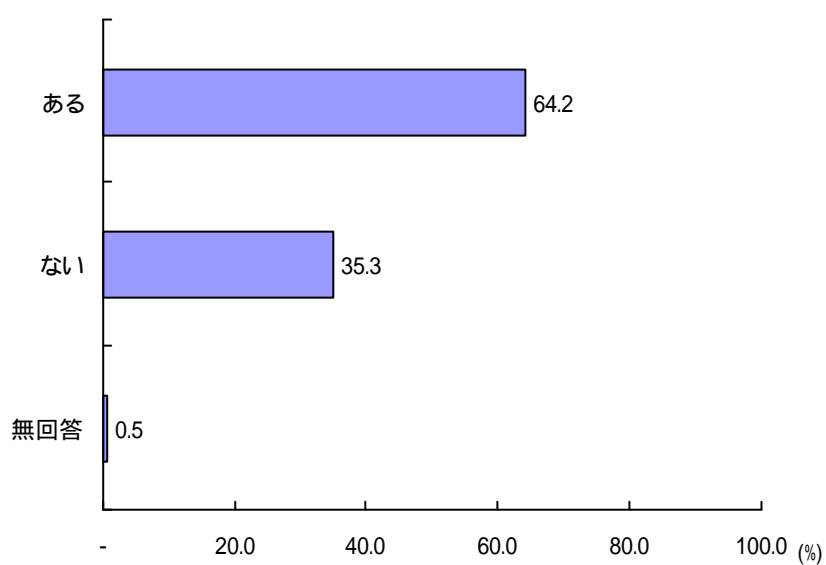


表2 落とし物を拾った経験の有無について

		総 数	あ る	な い	無 回 答
全 体		3841	2465 64.2	1356 35.3	20 0.5
性別	男	2072	1366 65.9	704 34.0	2 0.1
	女	1760	1098 62.4	648 36.8	14 0.8
年代	20歳代	830	541 65.2	287 34.6	2 0.2
	30歳代	778	498 64.0	277 35.6	3 0.4
	40歳代	816	559 68.5	251 30.8	6 0.7
	50歳代	856	564 65.9	287 33.5	5 0.6
	60歳代	520	284 54.6	236 45.4	- -
	70歳以上	23	10 43.5	13 56.5	- -
地域区分	北海道	111	73 65.8	37 33.3	1 0.9
	東 北	331	204 61.6	126 38.1	1 0.3
	関 東	920	636 69.1	280 30.4	4 0.4
	北 陸	239	156 65.3	83 34.7	- -
	中 部	152	83 54.6	69 45.4	- -
	東 海	359	219 61.0	139 38.7	1 0.7
	近 畿	660	423 64.1	229 34.7	8 1.2
	中 国	267	176 65.9	91 34.1	- -
	四 国	206	123 59.7	82 39.8	1 0.5
	九 州	596	372 62.4	220 36.9	4 0.7

3 落とし物返還システムについて

落とし物の返還システムについては、「落とし物を拾った場合には、自主的に届けるという風土は、日本の誇るべき文化であり、大切にすべきだ」と答えた人が最も多く、69.1%となっている。

問 落とし物を返還する社会システムについてどの様に思いますか。 (複数回答可)

(n = 3,841)

落とし物を拾った場合には、自主的に届けるという風土は、日本の誇るべき文化であり、大切にすべきだ。

落とし物をしたときは、誰もが不安感を持つことから、行政サービスとして、落とし物を返還する為、あらゆる手段を用いて、落とし物が落とし主に早期に返還される為の努力をするべきだ。

落とし物を発見したときに、これを放置したり、横領したりせずに、落とし主に返還されるよう警察に届出る善意が助長されるよう、拾った人の権利を大切にしたり、その善意が報われるような制度とするべきだ。

入場料金を取っている施設や販売店等での落とし物については、その落とし主は、お客さんであることから、施設や販売店の事業者が責任を持って、落とし物を返還するための措置を講じるべきだ。

落とし主が遺失届を出すなど落とし物を捜すための努力をしていない場合には、行政が積極的に落とし主を捜して返還するまでは必要はない。

その他

図3 落とし物返還システムについて

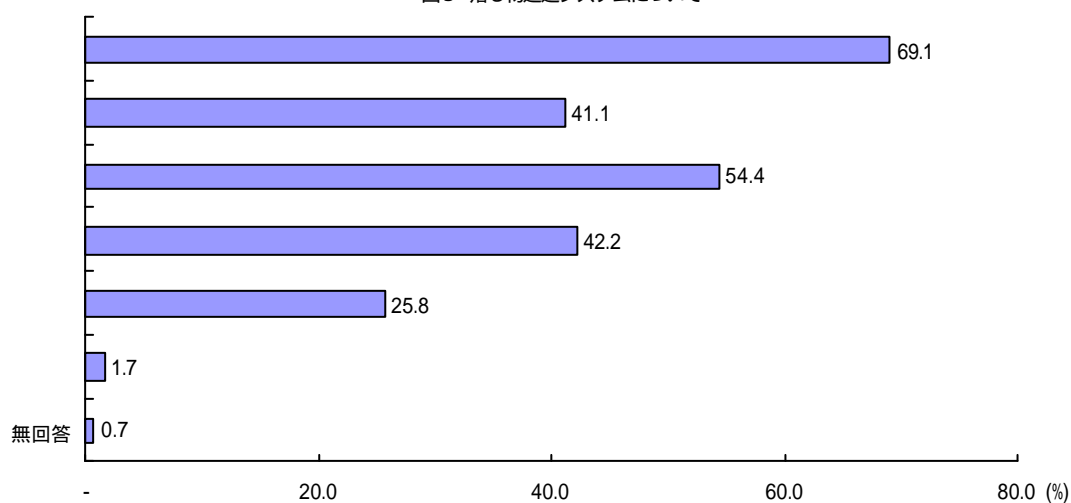


表3 落とし物返還システムについて

		総 数	あり、自 主的に 物を拾 つた場 合には 、日本 の誇り を大切 にする べき文 化で	返還さ れる為 の努力 をすべ き	行政サ ービス として 落とし 物	拾った 人の権 利を大 切にし 、善い 行いを するべ き	設置し た業者 が返	行政が 積極的に 落とし 物を捜 す	その他	無回 答
全体		3841	2653 69.1	1577 41.1	2089 54.4	1620 42.2	991 25.8	65 1.7	25 0.7	
性別	男	2072	1457 70.3	844 40.7	1133 54.7	853 41.2	520 25.1	42 2.0	10 0.5	
	女	1760	1194 67.8	732 41.6	955 54.3	767 43.6	469 26.6	23 1.3	10 0.6	
年代	20歳代	830	476 57.3	414 49.9	400 48.2	363 43.7	240 28.9	14 1.7	1 0.1	
	30歳代	778	482 62.0	322 41.4	407 52.3	340 43.7	227 29.2	18 2.3	3 0.4	
	40歳代	816	590 72.3	312 38.2	477 58.5	369 45.2	203 24.9	15 1.8	2 0.2	
	50歳代	856	660 77.1	311 36.3	491 57.4	330 38.6	197 23.0	10 1.2	9 1.1	
	60歳代	520	415 79.8	201 38.7	294 56.5	203 39.0	117 22.5	5 1.0	6 1.2	
	70歳以上	23	18 78.3	9 39.1	9 39.1	7 30.4	4 17.4	2 8.7	-	-
	地域区分	北海道	111	85 76.6	35 31.5	66 59.5	47 42.3	39 35.1	1 0.9	-
東北		331	200 60.4	131 39.6	167 50.5	144 43.5	88 26.6	4 1.2	1 0.3	
関東		920	633 68.8	379 41.2	506 55.0	403 43.8	247 26.8	29 3.2	3 0.3	
北陸		239	174 72.8	90 37.7	149 62.3	98 41.0	66 27.6	3 1.3	2 0.8	
中部		152	111 73.0	68 44.7	78 51.3	67 44.1	36 23.7	2 1.3	-	
東海		359	261 72.7	176 49.0	191 53.2	166 46.2	91 25.3	5 1.4	-	
近畿		660	410 62.1	271 41.1	340 51.5	300 45.5	161 24.4	11 1.7	8 1.2	
中国		267	200 74.9	102 38.2	143 53.6	98 36.7	59 22.1	2 0.7	4 1.5	
四国		206	142 68.9	76 36.9	119 57.8	78 37.9	67 32.5	1 0.5	-	
九州		596	437 73.3	249 41.8	330 55.4	219 36.7	137 23.0	7 1.2	7 1.2	

4 落とし物の保管期間について

落とし物の保管期間については、「3か月でいいと思う」と答えた人が最も多く、46.5%であり、3か月以内を合計すれば69.8%となっている。

問 落とし物の保管期間についてお尋ねします。落とし物を警察が保管する期間は、法律上、「6か月」となっていますが、平成17年5月中に返還された物件を対象としたサンプル調査によれば、落とし主が落とし物を取りに来るまでの期間を見てみると返還された全件数のうち約97%が1か月以内、また、約98.8%が3か月以内に返還されており、その後の3か月で返還されたのは約1.2%という現状ですが、現在の保管期間を短縮することについてどう思いますか。
(n = 3,841)

図4 落とし物の保管期間について

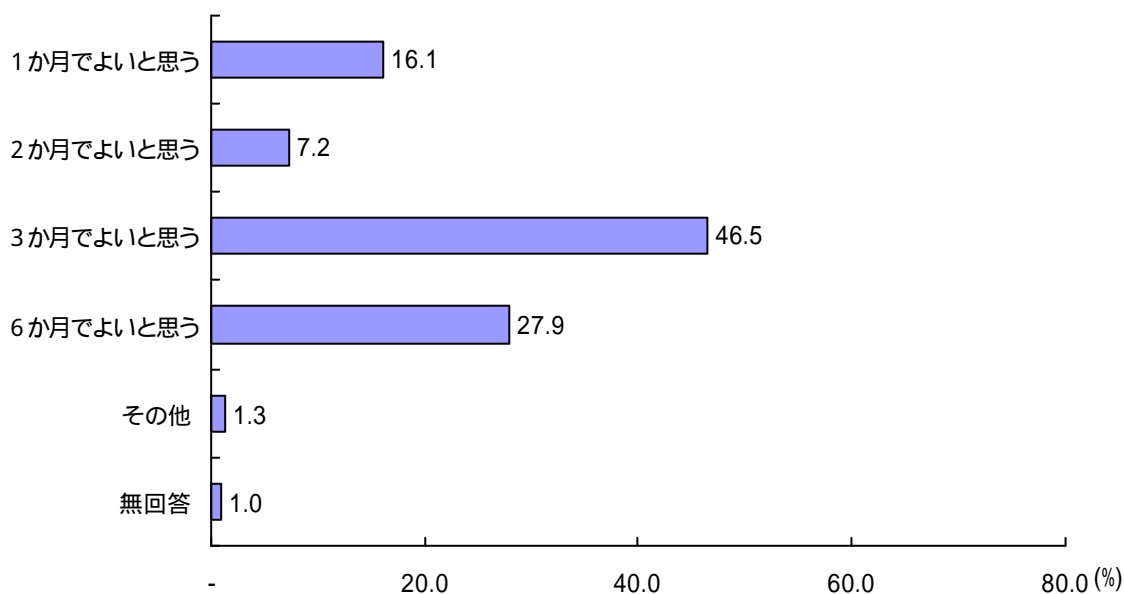


表4 落とし物の保管期間について

		総 数	1 か 月 で よ い と 思 う	2 か 月 で よ い と 思 う	3 か 月 で よ い と 思 う	6 か 月 で よ い と 思 う	そ の 他	無 回 答
全体		3841	619 16.1	278 7.2	1785 46.5	1072 27.9	49 1.3	38 1.0
性別	男	2072	367 17.7	175 8.4	929 44.8	553 26.7	32 1.5	16 0.8
	女	1760	251 14.3	103 5.9	853 48.5	515 29.3	17 1.0	21 1.2
年代	20歳代	830	87 10.5	57 6.9	339 40.8	325 39.2	19 2.3	3 0.4
	30歳代	778	93 12.0	51 6.6	384 49.4	227 29.2	14 1.8	9 1.2
	40歳代	816	125 15.3	55 6.7	414 50.7	206 25.2	9 1.1	7 0.9
	50歳代	856	175 20.4	71 8.3	401 46.8	193 22.5	4 0.5	12 1.4
	60歳代	520	130 25.0	41 7.9	233 44.8	107 20.6	3 0.6	6 1.2
	70歳以上	23	8 34.8	2 8.7	8 34.8	4 17.4	- -	1 4.3
地域区分	北海道	111	21 18.9	7 6.3	45 40.5	35 31.5	3 2.7	- -
	東 北	331	50 15.1	25 7.6	171 51.7	79 23.9	3 0.9	3 0.9
	関 東	920	126 13.7	59 6.4	438 47.6	279 30.3	14 1.5	4 0.4
	北 陸	239	38 15.9	14 5.9	122 51.0	57 23.8	1 0.4	7 2.9
	中 部	152	22 14.5	12 7.9	69 45.4	47 30.9	2 1.3	- -
	東 海	359	57 15.9	27 7.5	149 41.5	121 33.7	4 1.1	1 0.3
	近 畿	660	104 15.8	50 7.6	322 48.8	162 24.5	8 1.2	14 2.1
	中 国	267	50 18.7	29 10.9	111 41.6	71 26.6	4 1.5	2 0.7
	四 国	206	41 19.9	16 7.8	100 48.5	46 22.3	2 1.0	1 0.5
	九 州	596	110 18.5	39 6.5	258 43.3	175 29.4	8 1.3	6 1.0

5 返還率の低い物品の取扱いについて

返還率の低い物品の取扱いについては、「安価で落とし主がほとんど取りに来ない物は、一定期間保管した後は保管の手間がかからないように警察や施設で売却してその代金を保管したり、廃棄するなど処分していいと思う」と答えた人が最も多く、71.8%となっている。

問 落とし物の中には、財布や携帯電話のように落した人への返還率が比較的高いものがあります。逆に、傘や衣類のように大量で落とし主がほとんど取り来ないものもあります。こうした返還が低いものについて、落とし物を取扱う警察や駅、デパート等の施設は、どのようにすべきだと思いますか。

(n = 3,841)

安価で落とし主がほとんど取りに来ない物でも保管期間（現行法では「6か月」）中は、現物そのものを保管すべきと思う。

安価で落とし主がほとんど取りに来ない物は、一定期間保管した後は保管の手間がかからないように警察や施設で売却してその代金を保管したり、廃棄するなど処分していいと思う。

その他

図5 返還率の低い物品の取扱いについて

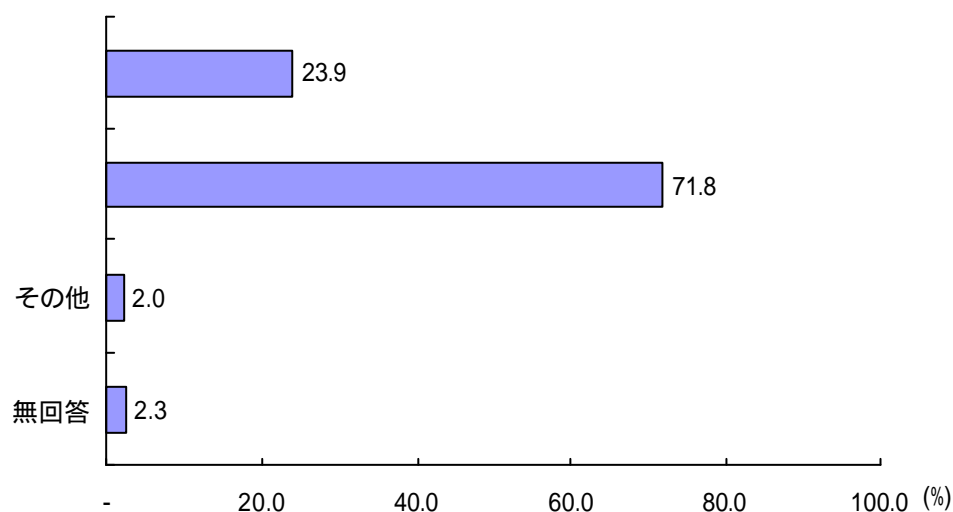


表5 返還率の低い物品の取扱いについて

		総 数	す か い 安 価 物 で も 落 し 主 が ほ と ん ど 取 り に 来 な す べ き と 思 う は、 現 物 そ の も の を 保 管	る し か 一 定 期 間 保 管 し た 後 は 保 管 の 手 間 が な か ら な い よ う に 警 察 や 施 設 で 廃 棄 す る な ど 処 分 し て い い と 思 う	そ の 他	無 回 答
全体		3841	918 23.9	2758 71.8	77 2.0	88 2.3
性別	男	2072	445 21.5	1551 74.9	41 2.0	35 1.7
	女	1760	469 26.6	1205 68.5	35 2.0	51 2.9
年代	20歳代	830	294 35.4	502 60.5	26 3.1	8 1.0
	30歳代	778	207 26.6	532 68.4	18 2.3	21 2.7
	40歳代	816	175 21.4	608 74.5	16 2.0	17 2.1
	50歳代	856	148 17.3	675 78.9	12 1.4	21 2.5
	60歳代	520	78 15.0	419 80.6	4 0.8	19 3.7
	70歳以上	23	5 21.7	17 73.9	- -	1 4.3
地域区分	北海道	111	22 19.8	83 74.8	2 1.8	4 3.6
	東北	331	73 22.1	252 76.1	6 1.8	- -
	関東	920	233 25.3	644 70.0	29 3.2	14 1.5
	北陸	239	42 17.6	183 76.6	3 1.3	11 4.6
	中部	152	44 28.9	105 69.1	3 2.0	- -
	東海	359	101 28.1	249 69.4	7 1.9	2 0.6
	近畿	660	147 22.3	472 71.5	12 1.8	29 4.4
	中国	267	65 24.3	196 73.4	3 1.1	3 1.1
	四国	206	40 19.4	160 77.7	3 1.5	3 1.5
	九州	596	151 25.3	414 69.5	9 1.5	22 3.7

6 個人情報を含んだ物品の所有権移転について

個人情報を含んだ物品の所有権移転については、「落とし主の個人情報の保護や防犯上の観点から、拾った人が欲しくても、一切認める必要はない」と答えた人が最も多く、49.8%となっている。

問 携帯電話やパソコン等の個人情報が入っている物件のほか、身分証、キャッシュカード、手帳といった落とし主だけが使用できるような物件について、落とし主が警察に返還を受けに来なかった場合に、拾った人への所有権移転を認めるべきだと思いますか。

(n = 3,841)

拾った人が欲しいのであれば、現行どおり認めても構わない。

パソコン等の財産的な価値がある物件は、拾った人が欲しいのであれば、現行どおり認めても構わない。

住所録等の個人情報を消去できる場合は認めても構わないが、消去できない場合は認めない。

落とし主の個人情報の保護や防犯上の観点から、拾った人が欲しくても、一切認める必要はない。

その他

図6 個人情報を含んだ物品の所有権移転について

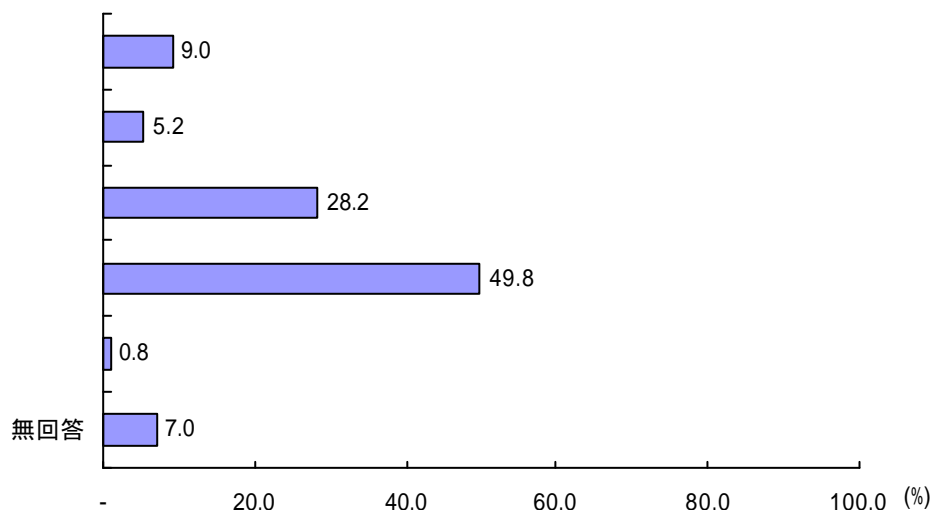


表6 個人情報を含んだ物品の所有権移転について

		総 数	わば拾 ない、 った 現 行 人 ど が お り 認 め て も 構 わ ない の で も あ れ 構 れ	お欲がハ りしあるソ 認めるのコン めてで件等の もあは、財 構れば、捨 わない、つ ない、現 行 人 ど が お り 認 め て も 構 わ ない の で も あ れ 構 れ	はなで住 認いき所 めが録等 ない、消合 ない、去は ない、で認 ない、き人 ない、な情 ない、場な ない、合去	る人が防 必要が犯し は欲し上の はくこの くなく観 ない、も、 も、一 切 認 め た や	そ の 他	無 回 答
全体		3841	346 9.0	200 5.2	1085 28.2	1911 49.8	30 0.8	269 7.0
性別	男	2072	245 11.8	134 6.5	588 28.4	952 45.9	16 0.8	137 6.6
	女	1760	101 5.7	66 3.8	494 28.1	955 54.3	14 0.8	130 7.4
年代	20歳代	830	73 8.8	42 5.1	240 28.9	445 53.6	5 0.6	25 3.0
	30歳代	778	60 7.7	34 4.4	227 29.2	418 53.7	7 0.9	32 4.1
	40歳代	816	65 8.0	32 3.9	246 30.1	404 49.5	10 1.2	59 7.2
	50歳代	856	82 9.6	58 6.8	232 27.1	389 45.4	6 0.7	89 10.4
	60歳代	520	62 11.9	31 6.0	133 25.6	232 44.6	2 0.4	60 11.5
	70歳以上	23	2 8.7	3 13.0	3 13.0	3 52.2	12 -	- -
地域区分	北海道	111	8 7.2	3 2.7	27 24.3	59 53.2	- -	14 12.6
	東北	331	23 6.9	22 6.6	91 27.5	183 55.3	1 0.3	11 3.3
	関東	920	87 9.5	46 5.0	247 26.8	493 53.6	7 0.8	40 4.3
	北陸	239	19 7.9	13 5.4	60 25.1	102 42.7	3 1.3	42 17.6
	中部	152	22 14.5	7 4.6	44 28.9	71 46.7	2 1.3	6 3.9
	東海	359	39 10.9	18 5.0	119 33.1	165 46.0	4 1.1	14 3.9
	近畿	660	47 7.1	34 5.2	216 32.7	300 45.5	5 0.8	58 8.8
	中国	267	28 10.5	18 6.7	75 28.1	122 45.7	1 0.4	23 8.6
	四国	206	26 12.6	9 4.4	56 27.2	97 47.1	1 0.5	17 8.3
九州	596	47 7.9	30 5.0	150 25.2	319 53.5	6 1.0	44 7.4	

7 施設管理者の拾得物取扱いについて

(1) 拾得物の内容確認について

施設管理者が拾得物の内容を確認することについては、「落とし主のプライバシーを考慮して、落とし主を捜すために必要な範囲でのみ確認すべきと思う」と答えた人が最も多く、48.0%となっている。

問 現在、駅、デパートやその他の各種の施設の管理者（以下「施設管理者」といいます。）も施設内で落とし物を拾ったり、施設内での落とし物の取扱いをしています。

- (1) 施設管理者は、施設内でカバン等の落とし物を拾い、又は届けられた場合、後日のトラブル防止や拾った人がもらう報労金（謝礼）の関係からカバン等の内容物の確認をしています。カバンの内容物を確認することについてどう思いますか。

(n = 3,841)

後日のトラブル防止やお礼をもらう人の権利を守るためにも、カバン等の内容物はすべて確認すべきと思う。

落とし主のプライバシーを考慮して、落とし主を捜すために必要な範囲でのみ確認すべきと思う。

落とし主のプライバシーを考慮して、落とし主からの届けを待って了解を得た後、内容物を確認すべきと思う。

その他

図7 - 1 拾得物の内容確認について

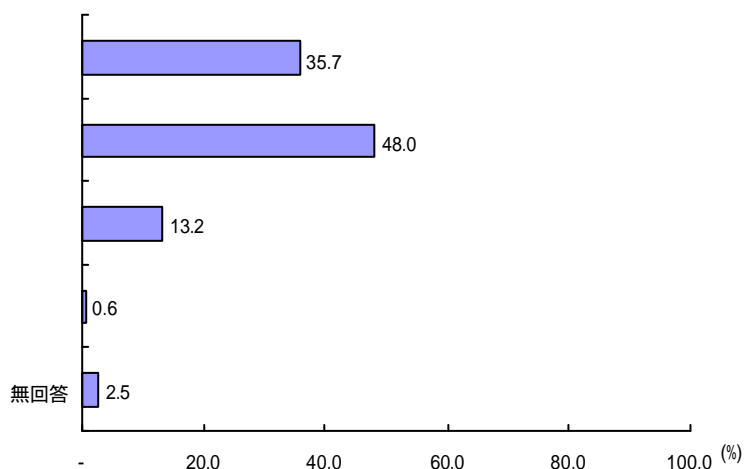


表 7 - 1 拾得物の内容確認について

		総 数	す 方 ら 後 日 の ト ラ ブ を ル 守 防 止 す べ き と 思 う	範 囲 で の み 確 認 す べ き と 思 う	て 、 落 し 主 の プ ラ イ バ シ ー を 考 え な い	べ き と 思 う 後、 内 容 物 を 確 認 す	そ の 他	無 回 答
全 体		3841	1373 35.7	1844 48.0	507 13.2	22 0.6	95 2.5	
性別	男	2072	860 41.5	871 42.0	281 13.6	15 0.7	45 2.2	
	女	1760	508 28.9	972 55.2	225 12.8	7 0.4	48 2.7	
年代	20歳代	830	231 27.8	479 57.7	102 12.3	3 0.4	15 1.8	
	30歳代	778	265 34.1	398 51.2	99 12.7	8 1.0	8 1.0	
	40歳代	816	299 36.6	400 49.0	94 11.5	7 0.9	16 2.0	
	50歳代	856	355 41.5	355 41.5	107 12.5	4 0.5	35 4.1	
	60歳代	520	209 40.2	196 37.7	97 18.7	- -	18 3.5	
	70歳以上	23	8 34.8	8 34.8	7 30.4	- -	- -	
	地域区分	北海道	111	39 35.1	57 51.4	13 11.7	1 0.9	1 0.9
東 北		331	121 36.6	164 49.5	42 12.7	2 0.6	2 0.6	
関 東		920	337 36.6	456 49.6	111 12.1	6 0.7	10 1.1	
北 陸		239	78 32.6	118 49.4	31 13.0	2 0.8	10 4.2	
中 部		152	47 30.9	83 54.6	21 13.8	- -	1 0.7	
東 海		359	110 30.6	194 54.0	49 13.6	2 0.6	4 1.1	
近 畿		660	262 39.7	267 40.5	98 14.8	4 0.6	29 4.4	
中 国		267	83 31.1	136 50.9	38 14.2	1 0.4	9 3.4	
四 国		206	75 36.4	96 46.6	30 14.6	1 0.5	4 1.9	
九 州		596	221 37.1	273 45.8	74 12.4	3 0.5	25 4.2	

(2) 拾得物に記載(入力)された個人情報の確認について

施設管理者が拾得物に記載(入力)された個人情報を確認することについては、「手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等の確認は、落とし主を捜すために必要であり、確認しても構わない」と答えた人が最も多く、84.2%となっている。

問 (2) 施設管理者は、施設内で落とし物を拾ったり、拾った人から落とし物を預かったとき落とし物が手帳や携帯電話であった場合には、落とし主を捜すため手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等を確認したりすることがありますが、手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等を確認したりする行為についてどう思いますか。

(n = 3,841)

手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等の確認は、落とし主を捜すために必要であり、確認しても構わない。

落とし主のプライバシー保護の観点から手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局話番号等は確認するべきではない。

その他

図7 - 2 拾得物に記載(入力)された個人情報の確認について

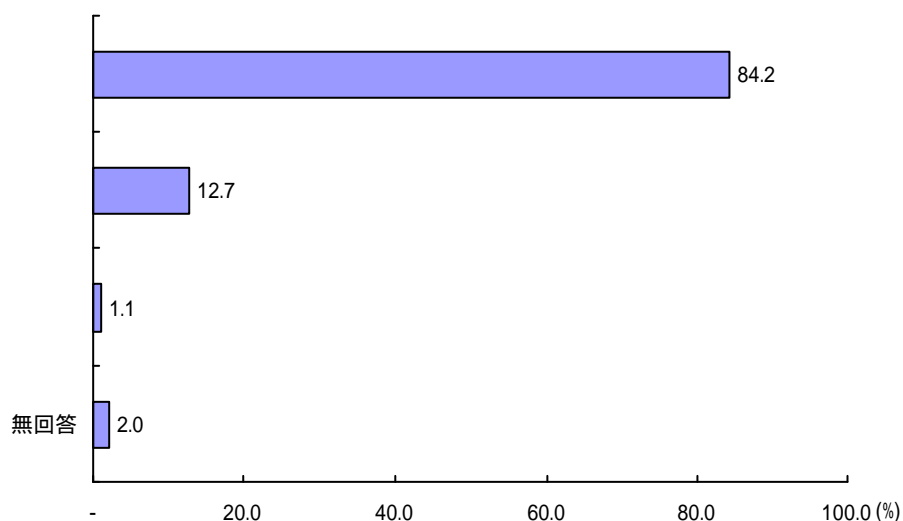


表 7 - 2 拾得物に記載(入力)された個人情報の確認について

		総 数	で認携手 は、電帳 落し、の 主所有者 し、局氏 て、を電 も、す名 構、た番 わ、め号 ない、記 必要、等 要、欄 確、や	等載点落 は欄かし 確認、の ず、携手 る、電帳 べ、話の き、所 で、有 は、自 な、氏 い、電 番、名 号、保 記、護 観	そ の 他	無 回 答
全体		3841	3235 84.2	488 12.7	41 1.1	77 2.0
性別	男	2072	1745 84.2	276 13.3	17 0.8	34 1.6
	女	1760	1487 84.5	209 11.9	24 1.4	40 2.3
年代	20歳代	830	711 85.7	101 12.2	7 0.8	11 1.3
	30歳代	778	659 84.7	97 12.5	11 1.4	11 1.4
	40歳代	816	689 84.4	105 12.9	12 1.5	10 1.2
	50歳代	856	723 84.5	96 11.2	9 1.1	28 3.3
	60歳代	520	426 81.9	78 15.0	2 0.4	14 2.7
	70歳以上	23	17 73.9	6 26.1	- -	- -
地域区分	北海道	111	94 84.7	15 13.5	- -	2 1.8
	東北	331	292 88.2	37 11.2	1 0.3	1 0.3
	関東	920	784 85.2	114 12.4	13 1.4	9 1.0
	北陸	239	201 84.1	25 10.5	4 1.7	9 3.8
	中部	152	133 87.5	17 11.2	1 0.7	1 0.7
	東海	359	308 85.8	49 13.6	1 0.3	1 0.3
	近畿	660	525 79.5	100 15.2	11 1.7	24 3.6
	中国	267	214 80.1	43 16.1	3 1.1	7 2.6
	四国	206	173 84.0	30 14.6	- -	3 1.5
	九州	596	511 85.7	58 9.7	7 1.2	20 3.4

8 拾得者及び遺失者の連絡先の告知について

(1) 遺失者に拾得者の連絡先を告知する場合

遺失者に拾得者の連絡先を告知することについては、「拾った人の同意がある場合に限って、拾った人の氏名や連絡先を教えるべきだと思う」と答えた人が最も多く、72.3%となっている。

問 落とし物を拾った人は、落とし主に報労金の請求をするため、また落とし主は、拾ってくれた人に報労金を払ったりお礼を言ったりするために警察や駅、デパート等の施設管理者に相手方の氏名や連絡先を教えて欲しいと依頼することがありますが、警察や施設管理者が連絡先を教えることについてどのようなルールが適切と考えますか。

(1) 落とし主に拾った人の連絡先を教える場合

(n = 3,841)

求められれば教えていいと思う。

拾った人の同意がある場合に限って、拾った人の氏名や連絡先を教えるべきだと思う。

いかなる場合であっても教えるべきではない。

その他

図 8 - 1 遺失者に拾得者の連絡先を告知する場合

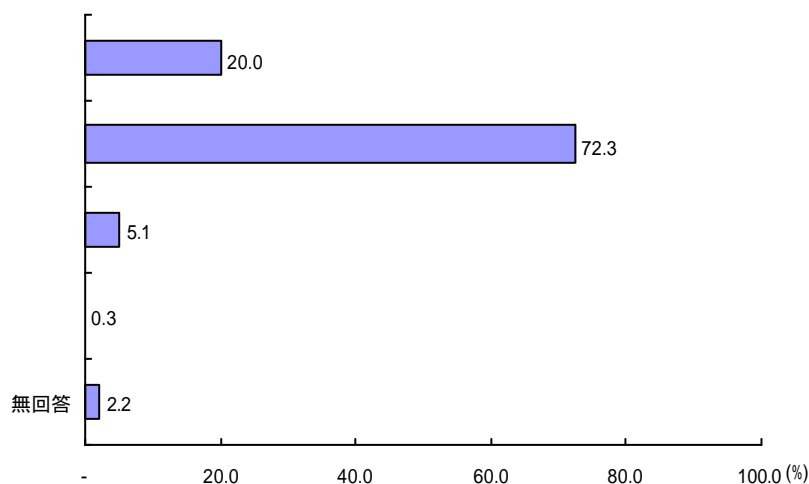


表 8 - 1 遺失者に拾得者の連絡先を告知する場合

		総 数	思 求 う め ら れ ば 教 え て い い と	思 や に 拾 う 連 絡 先 を 教 え る べ き だ と 名	拾 つ た 人 の 同 意 が あ る 場 合	え い か な る 場 合 で あ つ て も 教 え る べ き で は な い	そ の 他	無 回 答
全体		3841	770 20.0	2777 72.3	196 5.1	13 0.3	85 2.2	
性別	男	2072	489 23.6	1426 68.8	110 5.3	6 0.3	41 2.0	
	女	1760	279 15.9	1348 76.6	85 4.8	7 0.4	41 2.3	
年代	20歳代	830	169 20.4	619 74.6	28 3.4	4 0.5	10 1.2	
	30歳代	778	107 13.8	611 78.5	43 5.5	4 0.5	13 1.7	
	40歳代	816	124 15.2	637 78.1	43 5.3	4 0.5	8 1.0	
	50歳代	856	203 23.7	577 67.4	50 5.8	- -	26 3.0	
	60歳代	520	154 29.6	308 59.2	32 6.2	1 0.2	25 4.8	
	70歳以上	23	8 34.8	15 65.2	- -	- -	- -	
都道府県別	北海道	111	17 15.3	87 78.4	3 2.7	1 0.9	3 2.7	
	東北	331	57 17.2	258 77.9	12 3.6	- -	4 1.2	
	関東	920	159 17.3	695 75.5	45 4.9	5 0.5	16 1.7	
	北陸	239	59 24.7	159 66.5	9 3.8	- -	12 5.0	
	中部	152	38 25.0	106 69.7	7 4.6	1 0.7	- -	
	東海	359	89 24.8	246 68.5	20 5.6	2 0.6	2 0.6	
	近畿	660	135 20.5	462 70.0	41 6.2	2 0.3	20 3.0	
	中国	267	52 19.5	195 73.0	14 5.2	- -	6 2.2	
	四国	206	37 18.0	152 73.8	13 6.3	- -	4 1.9	
	九州	596	127 21.3	417 70.0	32 5.4	2 0.3	18 3.0	

(2) 拾得者に遺失者の連絡先を告知する場合

拾得者に遺失者の連絡先を告知することについては、「拾った人が落とし主に自分の氏名や連絡先を教えることについて同意していない場合は、落とし主の氏名や連絡先を教えるべきではないと思う」と答えた人が最も多く、63.8%となっている。

問 (2) 拾った人に落とし主の連絡先を教える場合

(n = 3,841)

求められれば教えていいと思う。

拾った人が落とし主に自分の氏名や連絡先を教えることについて同意していない場合は、落とし主の氏名や連絡先を教えるべきではないと思う。

いかなる場合であっても教えるべきではない。

その他

図8 - 2 拾得者に遺失者の連絡先を告知する場合

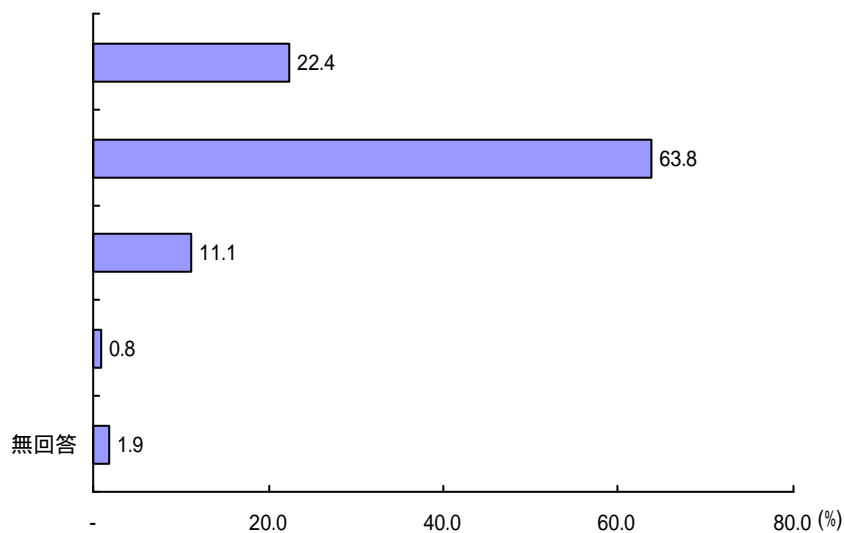


表 8 - 2 拾得者に遺失者の連絡先を告知する場合

		総 数	求 め ら れ ば 教 え て い い と 思 う	え い 先 を 教 え る べ き で は な い と 思 う	拾 っ た 人 が 落 し 主 に 自 分 の 氏 名 や 連 絡 先 を 教 え る べ き で は な い と 思 う	は い か な る 場 合 で あ っ て も 教 え る べ き で は な い	そ の 他	無 回 答
全体		3841	861 22.4	2449 63.8	426 11.1	32 0.8	73 1.9	
性別	男	2072	547 26.4	1261 60.9	215 10.4	15 0.7	34 1.6	
	女	1760	312 17.7	1187 67.4	208 11.8	17 1.0	36 2.0	
年代	20歳代	830	175 21.1	544 65.5	92 11.1	8 1.0	11 1.3	
	30歳代	778	123 15.8	539 69.3	96 12.3	8 1.0	12 1.5	
	40歳代	816	133 16.3	570 69.9	99 12.1	8 1.0	6 0.7	
	50歳代	856	232 27.1	506 59.1	89 10.4	6 0.7	23 2.7	
	60歳代	520	183 35.2	273 52.5	43 8.3	2 0.4	19 3.7	
	70歳以上	23	10 43.5	8 34.8	5 21.7	- -	- -	- -
地域区分	北海道	111	19 17.1	74 66.7	16 14.4	- -	2 1.8	
	東北	331	70 21.1	230 69.5	27 8.2	2 0.6	2 0.6	
	関東	920	186 20.2	605 65.8	112 12.2	7 0.8	10 1.1	
	北陸	239	58 24.3	152 63.6	19 7.9	1 0.4	9 3.8	
	中部	152	43 28.3	93 61.2	14 9.2	1 0.7	1 0.7	
	東海	359	105 29.2	226 63.0	27 7.5	1 0.3	- -	
	近畿	660	140 21.2	408 61.8	84 12.7	5 0.8	23 3.5	
	中国	267	73 27.3	161 60.3	25 9.4	1 0.4	7 2.6	
	四国	206	39 18.9	135 65.5	28 13.6	3 1.5	1 0.5	
	九州	596	128 21.5	365 61.2	74 12.4	11 1.8	18 3.0	

9 動物の取扱いについて

動物の取扱いについては、「犬やねこの引き取り等を行っている動物愛護センター等がいいと思う」と答えた人が最も多く、28.0%となっている。

問 逃げ出した犬やねこ等の動物の取扱いは、動物の飼い方の指導等を行っている都道府県等、犬やねこの引き取り等を行っている動物愛護センター等、犬の登録申請を受け付け鑑札を交付している市区町村のほか、落とし物の取扱いを行っている警察がそれぞれ行っています。逃げ出した犬やねこ等の動物の取扱いについては、どこが担当するのがいいと思いますか。

(n = 3,841)

逃がした買い主に責任があるので、買い主自身が捜せばいいと思う。
動物の飼い方等の指導等を行っている都道府県等がいいと思う。
犬やねこの引き取り等を行っている動物愛護センター等がいいと思う。
犬の鑑札の交付を行っている市区町村がいいと思う。
落とし物と同様に警察が取り扱うのがいいと思う。
動物愛護団体がいいと思う。
その他

図9 動物の取扱いについて

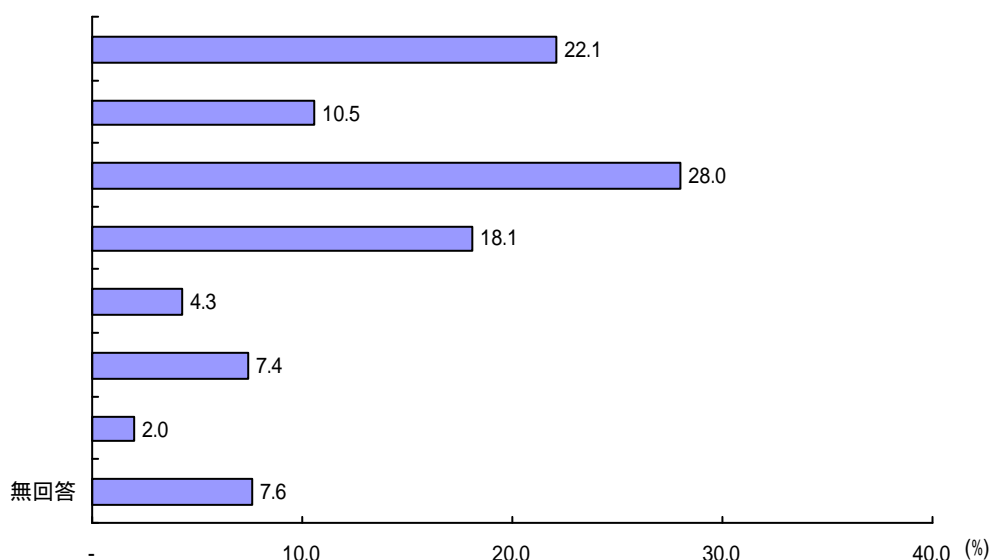


表 9 動物の取扱いについて

		総 数	い の 逃 が し た 買 主 に 自 身 が 責 任 が あ る と 思 う	と 行 つ て い る 飼 育 方 等 の 指 導 が あ る と 思 う	動 物 の 飼 育 に 関 する 指 導 が あ る と 思 う	犬 や ね こ の 愛 護 セ ン タ ー 等 が い い と 思 う	市 区 町 村 が い い と 思 う	犬 の 鑑 札 の 交 付 を 行 っ て い る	落 し 物 と 同 様 に 警 察 が 取 り 扱 う の が い い と 思 う	動 物 愛 護 団 体 が い い と 思 う	そ の 他	無 回 答
全体		3841	849 22.1	404 10.5	1075 28.0	695 18.1	165 4.3	284 7.4	77 2.0	292 7.6		
性別	男	2072	508 24.5	228 11.0	529 25.5	386 18.6	99 4.8	144 6.9	39 1.9	139 6.7		
	女	1760	338 19.2	176 10.0	546 31.0	308 17.5	66 3.8	138 7.8	38 2.2	150 8.5		
年代	20歳代	830	144 17.3	103 12.4	290 34.9	107 12.9	40 4.8	80 9.6	27 3.3	39 4.7		
	30歳代	778	148 19.0	95 12.2	235 30.2	144 18.5	29 3.7	65 8.4	17 2.2	45 5.8		
	40歳代	816	181 22.2	78 9.6	215 26.3	180 22.1	37 4.5	50 6.1	20 2.5	55 6.7		
	50歳代	856	220 25.7	84 9.8	196 22.9	160 18.7	35 4.1	59 6.9	11 1.3	91 10.6		
	60歳代	520	144 27.7	40 7.7	127 24.4	101 19.4	21 4.0	26 5.0	2 0.4	59 11.3		
	70歳以上	23	9 39.1	2 8.7	6 26.1	3 13.0	2 8.7	- -	- -	1 4.3		
地域区分	北海道	111	31 27.9	2 1.8	41 36.9	20 18.0	4 3.6	4 3.6	1 0.9	8 7.2		
	東北	331	48 14.5	54 16.3	107 32.3	65 19.6	20 6.0	16 4.8	2 0.6	19 5.7		
	関東	920	201 21.8	92 10.0	284 30.9	156 17.0	41 4.5	77 8.4	26 2.8	43 4.7		
	北陸	239	49 20.5	26 10.9	59 24.7	40 16.7	18 7.5	16 6.7	- -	31 13.0		
	中部	152	41 27.0	15 9.9	42 27.6	26 17.1	4 2.6	15 9.9	4 2.6	5 3.3		
	東海	359	98 27.3	29 8.1	104 29.0	57 15.9	15 4.2	34 9.5	11 3.1	11 3.1		
	近畿	660	154 23.3	80 12.1	136 20.6	141 21.4	21 3.2	52 7.9	11 1.7	65 9.8		
	中国	267	54 20.2	34 12.7	68 25.5	48 18.0	16 6.0	17 6.4	7 2.6	23 8.6		
	四国	206	54 26.2	26 12.6	51 24.8	36 17.5	8 3.9	14 6.8	- -	17 8.3		
	九州	596	119 20.0	46 7.7	183 30.7	106 17.8	18 3.0	39 6.5	15 2.5	70 11.7		

10 警察での遺失物取扱いに関する要望

警察での遺失物取扱いに関する要望については、「落とし主への連絡や落とし物の返還を少しでも早く行えるようにしてほしい」と答えた人が最も多く 50.5% となっている。

問 警察での落とし物の取扱いについて要望はありますか。(複数回答可)

(n = 3,841)

落とし主への連絡や落とし物の返還を少しでも早く行えるようにしてほしい。

現行の警察署単位の取扱いに代えて、全国警察を結ぶ落とし物管理システムを構築してほしい。

落とし主のため、インターネットなどに警察が保管している落とし物に関する情報を掲載してほしい。

遺失の届出や拾った物の届出の際の書類を簡素化等して手続き時間を短縮してほしい。

その他

特にない(6 を選んだ方は、1 ~ 5 は選ばないでください。)

図10 警察での遺失物取扱いに関する要望

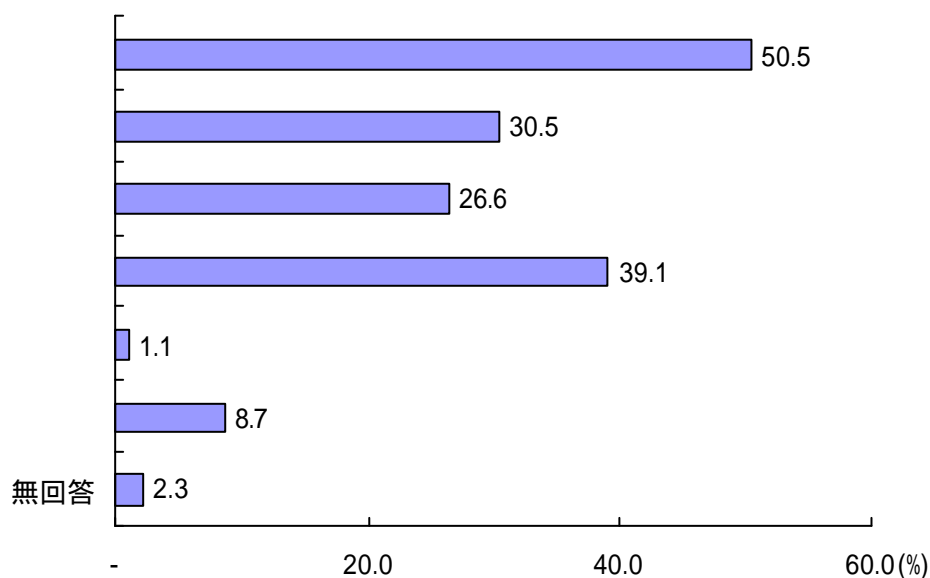


表 10 警察での遺失物取扱いに関する要望

		総 数	も落 早く主 く主への 行えの連 絡や落 うに落し て物の返 還を少し して	国現 行の警 察を結 ぶ落し 物管理 システ ムを構 築全	掲察落 載が保 して管 欲して ている 、イン ターネ ットに 関する 情報 を警	いを遺 失の届 出や拾 った物 の届出 の際の 書類	そ 他	特 に な い	無 回 答
全体		3841	1939 50.5	1170 30.5	1022 26.6	1502 39.1	42 1.1	333 8.7	89 2.3
性別	男	2072	1013 48.9	703 33.9	571 27.6	812 39.2	19 0.9	169 8.2	45 2.2
	女	1760	921 52.3	466 26.5	448 25.5	688 39.1	23 1.3	164 9.3	42 2.4
年代	20歳代	830	488 58.8	267 32.2	284 34.2	262 31.6	13 1.6	64 7.7	11 1.3
	30歳代	778	367 47.2	282 36.2	216 27.8	308 39.6	11 1.4	80 10.3	9 1.2
	40歳代	816	402 49.3	249 30.5	232 28.4	349 42.8	7 0.9	61 7.5	7 0.9
	50歳代	856	407 47.5	246 28.7	206 24.1	364 42.5	8 0.9	79 9.2	30 3.5
	60歳代	520	252 48.5	119 22.9	73 14.0	207 39.8	2 0.4	43 8.3	30 5.8
	70歳以上	23	12 52.2	5 21.7	5 21.7	8 34.8	1 4.3	4 17.4	1 4.3
地域区分	北海道	111	51 45.9	24 21.6	24 21.6	45 40.5	1 0.9	10 9.0	- -
	東 北	331	145 43.8	108 32.6	82 24.8	148 44.7	3 0.9	33 10.0	2 0.6
	関 東	920	494 53.7	350 38.0	270 29.3	350 38.0	12 1.3	76 8.3	11 1.2
	北 陸	239	126 52.7	53 22.2	57 23.8	80 33.5	3 1.3	29 12.1	9 3.8
	中 部	152	86 56.6	48 31.6	45 29.6	51 33.6	1 0.7	14 9.2	1 0.7
	東 海	359	208 57.9	111 30.9	107 29.8	130 36.2	4 1.1	31 8.6	- -
	近 畿	660	302 45.8	198 30.0	166 25.2	259 39.2	6 0.9	62 9.4	27 4.1
	中 国	267	128 47.9	57 21.3	62 23.2	116 43.4	2 0.7	17 6.4	12 4.5
	四 国	206	106 51.5	53 25.7	54 26.2	94 45.6	4 1.9	15 7.3	1 0.5
九 州	596	293 49.2	168 28.2	155 26.0	229 38.4	6 1.0	46 7.7	26 4.4	

11 各種施設での遺失物取扱いに関する要望

各種施設での遺失物取扱いに関する要望については、「落とし物やそれに関する情報を適切に管理して、落とし主からの問い合わせへの的確な対応をして欲しい」と答えた人が最も多く 47.4%となっている。

問 駅、デパート、その他各種施設での落とし物の取扱いについて要望はありますか。(複数回答可)

(n = 3,841)

積極的に落とし主を調査し、警察に差し出す前に落とし主への連絡や落とし物の返還をして欲しい。

落とし物を警察に差し出さず、施設で保管して落とし主への返還等の手続きを施設で行えるようにして欲しい。

落とし物やそれに関する情報を適切に管理して、落とし主からの問い合わせへの的確な対応をして欲しい。

落とし物を探しに来た落とし主のため、落とし物管理システムを導入するなど落とし主の利便性を高めて欲しい。

その他

特にない (6 を選んだ方は、1 ~ 5 は選ばないでください。)

図11 施設での遺失物取扱いに関する要望

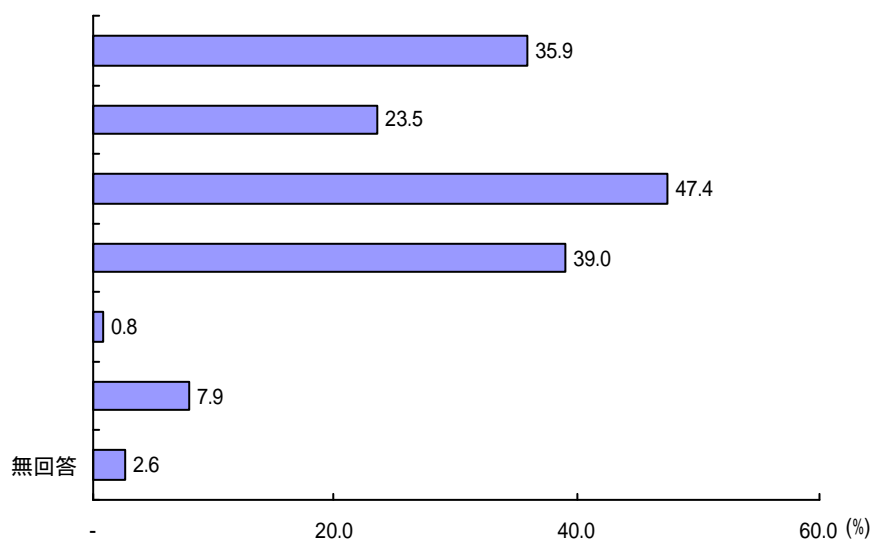


表 11 各種施設での遺失物取扱いに関する要望

		総 数	積 極 的 に 落 し 主 を 調 査 し 、 警 察 に 物 差 の 返 還 を し て 落 し 主 へ の 連 絡 や 落 し 物	保 管 し て 行 え る よ う に 返 還 し て 欲 し い	落 し 物 を 警 察 に 差 し 出 さ ず 、 施 設 で 行 え る よ う に 返 還 し て 欲 し い	落 し 物 や そ れ に 関 する 情 報 を 合 わ せ へ の 的 確 な 対 応 を し て 欲 し い	落 し 物 の 利 便 シ ス テ ム を 高 め て 欲 し い	落 し 物 を 探 し に 来 た 落 し 主 の た め	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体		3841	1379 35.9	902 23.5	1821 47.4	1497 39.0	32 0.8	305 7.9			99 2.6
性別	男	2072	760 36.7	477 23.0	915 44.2	793 38.3	20 1.0	178 8.6			47 2.3
	女	1760	616 35.0	422 24.0	903 51.3	700 39.8	12 0.7	127 7.2			50 2.8
年代	20歳代	830	347 41.8	165 19.9	402 48.4	316 38.1	7 0.8	75 9.0			14 1.7
	30歳代	778	289 37.1	196 25.2	405 52.1	303 38.9	9 1.2	59 7.6			11 1.4
	40歳代	816	281 34.4	232 28.4	420 51.5	336 41.2	3 0.4	45 5.5			8 1.0
	50歳代	856	281 32.8	193 22.5	396 46.3	339 39.6	9 1.1	68 7.9			35 4.1
	60歳代	520	167 32.1	108 20.8	179 34.4	191 36.7	2 0.4	51 9.8			30 5.8
	70歳以上	23	9 39.1	5 21.7	9 39.1	7 30.4	2 8.7	4 17.4			- -
地域区分	北海道	111	28 25.2	29 26.1	55 49.5	42 37.8	1 0.9	9 8.1			- -
	東 北	331	119 36.0	79 23.9	162 48.9	131 39.6	4 1.2	27 8.2			4 1.2
	関 東	920	347 37.7	224 24.3	465 50.5	378 41.1	9 1.0	63 6.8			12 1.3
	北 陸	239	75 31.4	55 23.0	99 41.4	78 32.6	2 0.8	23 9.6			10 4.2
	中 部	152	63 41.4	35 23.0	69 45.4	56 36.8	- -	14 9.2			3 2.0
	東 海	359	130 36.2	82 22.8	174 48.5	139 38.7	1 0.3	37 10.3			- -
	近 畿	660	272 41.2	178 27.0	302 45.8	253 38.3	6 0.9	46 7.0			29 4.4
	中 国	267	91 34.1	51 19.1	129 48.3	102 38.2	2 0.7	21 7.9			11 4.1
	四 国	206	49 23.8	55 26.7	105 51.0	80 38.8	3 1.5	15 7.3			2 1.0
	九 州	596	205 34.4	114 19.1	261 43.8	238 39.9	4 0.7	50 8.4			28 4.7

平成18年2月

落とし物の取扱いに関する
国民アンケート

(財)社会安全研究財団

落とし物の取扱いに関する国民アンケート

落とし物・忘れ物（遺失物）に関して、以下の質問にお答えいただくよう御協力をお願いします。

< 回答上の注意事項 >

それぞれの質問に、当てはまるもの又はあなたのお考えに一番近い選択肢を1つだけ選んで番号をつけてください。ただし、Q5、Q12、Q13については、複数回答も可です。また、「その他」を選んだ場合は、番号に をつけた上で、() 内に具体的に文章でお答え下さい。

< 基礎調査 >

Q1 あなたの性別は？

- 1 男 2 女

Q2 あなたの年齢は？

- 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代 4 50歳代 5 60歳代 6 70歳以上

< 落とし物の取扱いに関する調査 >

Q3 あなたは、落とし物をしたことがありますか？

- 1 ある 2 ない

Q4 あなたは、落とし物を拾ったことがありますか？

- 1 ある 2 ない

Q5 落とし物を返還する社会システムについてどの様に思いますか。(複数回答可)

- 1 落とし物を拾った場合には、自主的に届けるという風土は、日本の誇るべき文化であり、大切にすべきだ。
- 2 落とし物をしたときは、誰もが不安感を持つことから、行政サービスとして、落とし物を返還するため、あらゆる手段を用いて、落とし物が落とし主に早期に返還されるための努力をするべきだ。
- 3 落とし物を発見したときに、これを放置したり、横領したりせずに、落とし主に返還されるよう警察に届出る善意が助長されるよう、拾った人の権利を大切にしたり、その善意が報われるような制度とするべきだ。
- 4 入場料金を取っている施設や販売店等での落とし物については、その落とし主は、お客さんであることから、施設や販売店の事業者が責任を持って、落とし物を返還するための措置を講じるべきだ。
- 5 落とし主が遺失届を出すなど落とし物を捜すための努力をしていない場合には、行政が積極的に落とし主を捜して返還するまでは必要はない。
- 6 その他 ()

Q 6 落とし物の保管期間についてお尋ねします。落とし物を警察が保管する期間は、法律上、「6か月」となっていますが、平成17年5月中に返還された物件を対象としたサンプル調査によれば、落とし主が落とし物を取りに来るまでの期間を見てみると返還された全件数のうち約97%が1か月以内、また、約98.8%が3か月以内に返還されており、その後の3か月で返還されたのは約1.2%という現状ですが、現在の保管期間を短縮することについてどう思いますか。

- 1 1か月でよいと思う。
- 2 2か月でよいと思う。
- 3 3か月でよいと思う。
- 4 6か月でよいと思う。
- 5 その他（ ）

Q 7 落とし物の中には、財布や携帯電話のように落した人への返還率が比較的高いものがあります。逆に、傘や衣類のように大量で落とし主がほとんど取り来ないものもあります。こうした返還率が低いものについて、落とし物を取扱う警察や駅、デパート等の施設は、どのようにすべきだと思いますか。

- 1 安価で落とし主がほとんど取り来ない物でも保管期間（現行法では「6か月」）中は、現物そのものを保管すべきと思う。
- 2 安価で落とし主がほとんど取り来ない物は、一定期間保管した後は保管の手間がかからないように警察や施設で売却してその代金を保管したり、廃棄するなど処分していいと思う。
- 3 その他（ ）

Q 8 携帯電話やパソコン等の個人情報が入っている物件のほか、身分証、キャッシュカード、手帳といった落とし主だけが使用できるような物件について、落とし主が警察に返還を受けに来なかった場合に、拾った人への所有権移転を認めるべきだと思いますか。

- 1 拾った人が欲しいのであれば、現行どおり認めても構わない。
- 2 パソコン等の財産的な価値がある物件は、拾った人が欲しいのであれば、現行どおり認めても構わない。
- 3 住所録等の個人情報を消去できる場合は認めても構わないが、消去できない場合は認めない。
- 4 落とし主の個人情報の保護や防犯上の観点から、拾った人が欲しくても、一切認める必要はない。
- 5 その他（ ）

Q 9 現在、駅、デパートやその他の各種の施設の管理者（以下「施設管理者」といいます。）も施設内で落し物を拾ったり、施設内での落し物の取扱いをしています。施設内での落し物の取扱いについて下記のQ 9 - 1 からQ 9 - 2 についてお答え下さい。

Q 9 - 1 施設管理者は、施設内でカバン等の落し物を拾い、又は届けられた場合、後日のトラブル防止や拾った人がもらう報労金（謝礼）の関係からカバン等の内容物の確認をしています。カバンの内容物を確認することについてどう思いますか。

- 1 後日のトラブル防止やお礼をもらう人の権利を守るためにも、カバン等の内容物はすべて確認すべきと思う。
- 2 落とし主のプライバシーを考えて、落とし主を捜すために必要な範囲でのみ確認すべきと思う。
- 3 落とし主のプライバシーを考えて、落とし主からの届けを待って了解を得た後、内容物を確認すべきと思う。
- 4 その他（ ）

Q 9 - 2 施設管理者は、施設内で落し物を拾ったり、拾った人から落し物を預かったとき落し物が手帳や携帯電話であった場合には、落とし主を捜すため手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等を確認したりすることがありますが、手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等を確認したりする行為についてどう思いますか。

- 1 手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等の確認は、落とし主を捜すために必要であり、確認しても構わない。
- 2 落とし主のプライバシー保護の観点から手帳の所有者氏名等の記載欄や携帯電話の自局電話番号等は確認するべきではない。
- 3 その他（ ）

Q 10 落し物を拾った人は、落とし主に報労金の請求をするため、また落とし主は、拾ってくれた人に報労金を払ったりお礼を言ったりするために警察や駅、デパート等の施設管理者に相手方の氏名や連絡先を教えることについてどのようなルールが適切と考えますか。下記Q 10 - 1、Q 10 - 2 にお答え下さい。

Q 10 - 1 落とし主に拾った人の連絡先を教える場合

- 1 求められれば教えていいと思う。
- 2 拾った人の同意がある場合に限って、拾った人の氏名や連絡先を教えるべきだと思う。
- 3 いかなる場合であっても教えるべきではない。
- 4 その他（ ）

Q 10 - 2 拾った人に落とし主の連絡先を教える場合

- 1 求められれば教えていいと思う。
- 2 拾った人が落とし主に自分の氏名や連絡先を教えることについて同意していない場合は、落とし主の氏名や連絡先を教えるべきではないと思う。
- 3 いかなる場合であっても教えるべきではない。
- 4 その他（ ）

Q 11 逃げ出した犬やねこ等の動物の取扱いは、動物の飼い方の指導等を行っている都道府県等、犬やねこの引き取り等を行っている動物愛護センター等、犬の登録申請を受け付け鑑札を交付している市区町村のほか、落し物の取扱いを行っている警察がそれぞれ行っています。逃げ出した犬やねこ等の動物の取扱いについては、どこが担当するのがいいと思いますか。

- 1 逃げ出した飼い主に責任があるので、飼い主自身が捜せばいいと思う。
- 2 動物の飼い方等の指導等を行っている都道府県等がいいと思う。
- 3 犬やねこの引き取り等を行っている動物愛護センター等がいいと思う。
- 4 犬の鑑札の交付を行っている市区町村がいいと思う。
- 5 落し物と同様に警察が取り扱うのがいいと思う。
- 6 動物愛護団体がいいと思う。
- 7 その他()

Q 12 警察での落し物の取扱いについて要望はありますか。(複数回答可)

- 1 落し主への連絡や落し物の返還を少しでも早く行えるようにして欲しい。
- 2 現行の警察署単位の取扱いに代えて、全国警察を結ぶ落し物管理システムを構築して欲しい。
- 3 落し主のため、インターネットなどに警察が保管している落し物に関する情報を掲載して欲しい。
- 4 遺失の届出や拾った物の届出の際の書類を簡素化等して手続時間を短縮して欲しい。
- 5 その他()
- 6 特にない(6を選んだ方は、1～5は選ばないでください。)

Q 13 駅、デパート、その他各種施設での落し物の取扱いについて要望はありますか。(複数回答可)

- 1 積極的に落し主を調査し、警察に差し出す前に落し主への連絡や落し物の返還をして欲しい。
- 2 落し物を警察に差し出さず、施設で保管して落し主への返還等の手続きを施設で行えるようにして欲しい。
- 3 落し物やそれに関する情報を適切に管理して、落し主からの問い合わせへの的確な対応をして欲しい。
- 4 落し物を探しに来た落し主のため、落し物管理システムを導入するなど落し主の利便性を高めて欲しい。
- 5 その他()
- 6 特にない(6を選んだ方は、1～5は選ばないでください。)

各種事業者の遺失物取扱状況に関する調査

第1 調査概要

1 調査目的

この調査は、施設管理者の遺失物取扱状況及び、改善に関する要望を把握することを目的として実施した。

2 調査項目

遺失物取扱いの現状と問題点

各種意見要望

- ・ 現行の遺失物の保管期間について
- ・ 安価な物件の取扱いについて
- ・ 個人情報取扱いについて
- ・ 現行の遺失物取扱いに関する要望について

3 調査対象

対象業種 鉄道、バス、タクシー、空港、公園、テーマパーク、
大規模小売店、大学、病院、ホテル、役所、博物館等

調査数 35箇所

4 調査期間

平成17年10月19日～11月25日

5 調査方法

各企業等の遺失物担当者との面接を行い、聞き取りを実施した。

第 2 調査結果

1 遺失物取扱いの現状と問題点

業種別	主な遺失物	現状	問題点
鉄 道 (サンプル数:6)	傘、定期券、袋類、手袋、プリペイドカード、携帯電話、鍵、ハンカチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物と考慮されるもの以外は、すべての物品を警察へ差し出し ・ 警察への差し出しは週1回～週2回（又は月25回） 	<p>保管場所に苦慮（物品が大量、保管場所が狭隘等）</p> <p>個人情報保護の観点からカード、携帯電話等の遺失物への対応に苦慮</p> <p>利用客の問い合わせ前で、遺失日などが特定のできない場合の対応に苦慮</p> <p>食料品など遺失物の種類によっては保管が困難</p>
路線バス (サンプル数:4)	傘、バッグ類、携帯電話、ハンカチ、紙袋、パンプ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物と考慮されるもの以外は、すべての物品を警察へ差し出し ・ 警察への差し出しは週1回 	<p>遺失物の保管場所がなく、保管に苦慮</p> <p>遺失物なのか廃棄物なのか判別が難しい</p> <p>所有者が判明し連絡しても取りに来ない</p> <p>遠隔地の遺失者への返還に苦慮</p> <p>個人情報保護の観点から携帯電話等の遺失物への対応に苦慮</p>
タクシー (サンプル数:3)	傘、携帯電話、鍵、バック類、手提げ袋、定期入れ等ポケットに入る程度の小物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物と考慮されるもの以外は、すべての物品を警察へ差し出し ・ 警察への差し出しは週1回 	<p>遺失物と廃棄物の判別が難しい</p> <p>遺失者に返還する場合に拾得者の情報をどこまで教示してよいか判断に苦慮</p> <p>警察に差出した（1週間）後に遺失者から問い合わせがあり、自社で保管してない場合に苦言を受ける場合あり</p>
空 港 (サンプル数:2)	お土産、ハンカチ、ビニール傘、衣類、食品、携帯電話	<p>ケース1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品以外のすべての物品を警察へ差し出し ・ 警察への差し出しは週1回 	<p>遺失物と廃棄物の判別が難しい</p> <p>取扱量が多く、嘱託職員を採用しており、遺失物の管理にかなりのコスト</p>

		<p>ケース2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物と考慮されるもの以外は、すべて物品を警察へ差し出し ・ 警察への差し出しは週1回 	<p>個人情報保護法の施行に伴い個人情報の取扱いに苦慮</p>
<p>公園</p> <p>(サンプル数:3)</p>	<p>腕時計、鍵、携帯電話、水筒、衣類、メガネ、ハンカチ、タオル、靴下、バック</p>	<p>ケース1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金、貴重品、携帯電話は、その都度警察に差し出し。その他廃棄物と考慮されるもの以外は週1回警察に差し出し <p>ケース2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金、貴金属等は週1回警察へ差し出し ・ 廃棄物と考慮されないものは、2週間に1回警察に差し出し(ただし、一般人拾得で権利主張し得るものは週1回差し出し) 	<p>安価な物品の取扱いに苦慮(警察に届けるまでもないと思われる物品)</p> <p>風雨に晒された物、再利用不可能と思われる物、食料品の取扱いに苦慮</p> <p>飼い猫を捨てていくケースが多い</p>
<p>テーマパーク等</p> <p>(サンプル数:5)</p>	<p>傘、ハンカチ、アクセサリ、サングラス、帽子、手袋、ジャンパー、子供の靴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物と考慮されるもの以外は、すべて物品を警察へ差し出し ・ 警察への差し出しは週1回 	<p>拾得物品が多く、保管場所に苦慮</p> <p>遺失物と廃棄物の判別が難しい</p> <p>携帯電話のデータを見ないよう電源を切り保管しているの、遺失者への返還が遅れる連絡がついていない落として処分することもない</p>
<p>大型スーパー</p> <p>(サンプル数:3)</p>	<p>傘、鍵、バッグ、免許証、クレジットカード、食料品、買い上げられた店の品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物と考慮されるもの以外は、すべて物品を警察へ差し出し ・ 警察への差し出しは週1回 	<p>物品、現金ともに額に関わらず一律の取扱いで手続きが煩わしい</p> <p>個人情報保護法が施行されて以降、拾得者の連絡先を遺失者へ連絡したところへのクレームが多く対応に苦慮</p> <p>店舗駐車場の放置自転車の取扱いに苦慮</p>
<p>ホテル</p> <p>(サンプル数:2)</p>	<p>衣類、傘、ハンカチ、下着類</p>	<p>ケース1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物と考慮されるもの以外は、すべて物品を警察へ差し出し 	<p>ホテルの特性上、遺失者へ迂闊に連絡をとれない</p> <p>法上の保管期間が長すぎるため、ホテルの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 警察への差し出しは週1回 ケース2 廃棄物と考えるもの以外は、権利放棄前提で1週間以上経過後差し出し（ただし、一般人拾得で権利主張しているものは週1回差し出し） 	遺失物データの管理も長くなり大変 携帯電話はデータを見て良いか判断が難しい
病院 (サンプル数:2)	衣類、傘、携帯電話、バック、手帳、ハンカチ、書籍	<ul style="list-style-type: none"> ケース1 廃棄物と考えるものの物品を警察へ差し出し 警察への差し出しは週1回 ケース2 落とし物については、すべて病院内で管理しており、警察には差し出さず 	遺失物なのか廃棄物なのか判別が難しい
役所 (サンプル数:2)	傘、携帯電話、印鑑、財布、鍵、ハンカチ、書類	<ul style="list-style-type: none"> ケース1 現金のみ週1回警察に差し出し 廃棄物と考えるもの以外は、権利放棄前提で2週間以上経過後差し出し（ただし、一般人拾得で権利主張しているものは週1回差し出し） ケース2 廃棄物と考えるもの以外は、権利放棄前提で2週間に1回警察に差し出し（ただし、一般人拾得で権利主張しているものは週1回差し出し） 	事務所で保管するなど保管場所の確保に苦慮 取扱件数が少なく特に問題点はない。強いて言えば、安価な物品で手がかりがない物品の取扱いが煩わしい
博物館等 (サンプル数:2)	傘、アクセサリ、ハンカチ、帽子、衣類、コインロッカーもどりの取り忘れ	<ul style="list-style-type: none"> ケース1 5万円以上の貴金属及び同価値の宝石類は直ちに差し出し。その他は、権利放棄前提で3月に1回一般人拾得し、権利主張しているものは週1回警察に差し出し 	廃棄物として扱ってよいものもあり、その取扱いが煩わしい コインロッカー（100円硬貨）の取り忘れが結構あるが、毎回遺失物として取り扱わないため煩わしい

		1 回差し出し) ケース2 ・ 廃棄物と考慮され るもの以外は、権利 放棄前提で3月に1 回警察に差し出し (ただし、一般人 拾得で権利主張して いるものは週1回差 し出し)	
大 学 (サンプル数:2)	筆記用具、電子 手帳、携帯電話、 カード類、傘、 ハンカチ	ケース1 ・ 落とし物について は、すべて大学内で 保管し警察に差し出 さず	遺失物と廃棄物との 判別が困難 すべての物品につい て便宜上、廃棄せずに 6月以上保管している が、その保管が煩わし い

及び は質問に対し回答を受けたもの。 は自由意見として聞き取りした
 もの。

2 各種意見要望

質問項目	回答内容
<p>現行法上の保管期間について、どのように考えますか。</p>	<p>落とし物の問い合わせは、1週間以内（又は1月前後）がほとんどであり、現行の保管期間は長い（鉄道、空港、公園、大型スーパー、ホテル等）</p> <p>引き取り率が低い廉価な遺失物等については更に保管期間の短縮が望ましい（路線バス）</p> <p>価値の低い遺失物と価値のある遺失物を同じ期間保管する必要はない（鉄道）</p>
<p>安価な物品の取扱いについて、どのように考えますか。</p>	<p>ハンカチ、ビニール傘等の安価な物品は、事業者で一定期間保管の後、自己処分できるようにしてほしい</p> <p>（鉄道、路線バス、タクシー、空港、公園、テーマパーク、大型スーパー）</p> <p>落とし物は、警察への届け出を原則。ただし、安価な物品については、一定期間保管後に処分してもよいとする「できる規定」を盛り込んでほしい</p> <p>（鉄道、役所）</p> <p>廃棄物か遺失物か判断に迷う手袋等の衣類、小物等については、一定期間の保管後、事業者で処分できればよいと思う反面、システムの変更等が生じ予算化が必要となる（鉄道）</p> <p>安価な物品については、手続きを簡素化するなどしてほしい（テーマパーク）</p>
<p>個人情報の取扱いで困っていることはありますか。</p>	<p>個人情報の取り扱いが難しい現在、遺失者・拾得者の連絡先の教示や遺失物の中身の確認行為について法律等で担保してほしい</p> <p>（鉄道、路線バス、タクシー、テーマパーク、大型スーパー等）</p> <p>携帯電話等の情報を確認することについて取扱いに苦慮することもあり、保存データの確認行為の是認を規定化してほしい（タクシー）</p>

<p>様式の統一、システム構築等について、警察への要望はありますか。</p>	<p>警察署ごとに取扱いや書類の様式が異なるので統一してほしい (鉄道、タクシー、公園、大型スーパー) 遺失物の取扱いに関する書類、取扱い等について、簡素化かつ統一化してほしい (路線バス、テーマパーク等、博物館等) どこの警察署に問い合わせでも検索してもらえるよう遺失物検索システムを構築してほしい (路線バス、タクシー、ホテル、役所) 警察庁のホームページ等で全国の落とし物が検索できるシステムを導入してほしい(大型スーパー)</p>
<p>その他、現行の遺失物の取扱いについて、意見はありますか。</p>	<p>遺失者からの問い合わせに対応するため、事業者が保管できる期間(現行7日)をもう少し延長してほしい(鉄道) 食品等について、事業者の判断で売却、廃棄等ができる規定がほしい(路線バス、空港) 遠隔地に居住する遺失者への金品等の返還に関するシステムを構築してほしい(路線バス) 取扱手数料が取れるようにしてほしい(空港) 動物の取扱いを一本化(警察署又は保健所)してほしい(公園) 落とし主に連絡がついているのに受領に来ない物品は、一定期間経過後、事業者が自由処分できるよう規定化してほしい(テーマパーク等) 遺失物と廃棄物(ゴミ)との区別を定義付けてほしい(博物館等)</p>

～ は、質問に対し回答を受けたもの。 は自由意見として聞き取りしたもの。

參考資料

「遺失物行政の在り方に関する提言」～遺失物行政研究会

遺失物の取扱いは、近年の社会・経済情勢は、交通網の発達、コンピュータネットワークや携帯電話の普及など大きく変化している。このため警察庁において開催された有識者による遺失物行政研究会（平成 17 年 10 月設置）は、拾得物の早期発見・返還のための手続の整備、社会・経済情勢の変化や物件の種類に応じた合理的な拾得物の取扱い、施設の占有者の負担軽減の観点から、平成 18 年 1 月、遺失物行政の改善の方向性について提言を取りまとめた。

警察庁ホームページ掲載

遺失物の取扱いに関する基礎資料～警察庁

警察庁において遺失物取扱い業務の今後の在り方を検討するに当たり、平成 16 年中（1,4,7,10 月）の各都道府県警察の遺失物取扱い状況を把握するため調査を行い、取りまとめた資料の提供を受けたものである。

遺失物関係法令

- ・ 遺失物法
- ・ 遺失物法施行令
- ・ 遺失物法施行規則
- ・ 遺失物取扱い規則

遺失物行政の在り方に関する提言

1 はじめに

遺失物、すなわち路上、交通機関、店舗等における落とし物や忘れ物については、遺失者からの遺失届や善意でこれを拾った人からの届出を交番や警察署で受け付け、警察署において遺失届と拾得物とを照合させて遺失者に返還するという手続を行っている。このような遺失物・拾得物の取扱手続等を定めた「遺失物法」は、明治32年に制定されたものであるが、実質的な改正は昭和33年以降行われていない。

しかし、近年、社会・経済情勢は大きく変化してきている。例えば、具体的には、
生活圏が拡大し、交通網が発達して人の広域にわたる移動が頻繁となってきた
いること

コンピューターネットワークや携帯電話の普及など情報通信技術が各段に進歩
してきていること

大量生産・大量消費の時代となり、「もの」の貴重性に対する国民の考え方が
変わってきていること

等が挙げられる。

こうした状況の中で、現在の遺失物取扱制度には、拾得物の早期かつ確実な返還を
図る上で合理的とは言い難い部分が生じてきている。

そこで、遺失物行政研究会（以下「研究会」という。）では、

遺失物行政に関する国民の利便性を向上させ、拾得物の早期返還と返還率の向
上を図る必要がある。

拾得者は当然に拾得物を届け出るといふ我が国に存在する文化を尊重し、拾得
者にそのような意志を失わせることのないような配慮をする必要がある。

社会全体としての拾得物取扱いの負担を軽減し、より合理的な取扱いを図る必
要がある。

との認識の下、遺失物行政を取り巻く諸問題について、事務局から説明を受けた上で、
論点を抽出・整理し、5回にわたって議論を重ねた。

本提言においては、まず、遺失物取扱制度や拾得物の取扱状況を概観した上で、研
究会における議論を踏まえた遺失物行政の改善の方向性について述べていくこととし
たい。

2 現行の遺失物取扱制度の概要

拾得物取扱いの基本的な流れについては、明治 32 年に遺失物法が制定されて以来、今日まで大きく変化していない。その概要は、

路上等で物件を拾得した者は、拾得物を遺失者に直接返還するか、警察署長に差し出す義務がある。また、電車、駅、バス・タクシー、デパート、オフィスビル、遊園地といった様々な施設において物件を拾得した者は、その施設の管守者（駅員、店員、警備員等）に拾得物を交付し、施設の占有者（駅長、店長等）は、拾得物を遺失者に直接返還するか、警察署長に差し出す義務がある。

拾得者や施設の占有者から拾得物の差出しを受けた警察署長は、拾得物を遺失者に返還するが、その氏名又は居所が不明のときは、公告を行う。そして、公告後 6 箇月間は物件の保管を続け、その間に拾得物を遺失者に返還できない場合は、拾得者に拾得物の所有権が移転する。

拾得者が物件の所有権を取得する権利を放棄したときは、施設の占有者に所有権が移転する（施設の占有者も所有権を取得する権利を放棄したときは、物件を保管している警察署が属する都道府県に移転する。）。

となっている。

3 拾得物の取扱状況

拾得物の取扱状況について見てみると、昭和 33 年の法改正時と比べて、取扱数が各段に増大しているだけでなく、物件の種類も極めて多様化してきている。

平成 16 年中に全国の警察が取り扱った拾得物のうち物品の点数は約 1,070 万点、通貨は約 132 億円であり、前回の法改正前の昭和 31 年度のそれぞれ 3.5 倍、25.1 倍（物価スライドを考慮すると 5.6 倍）となっている。平成 16 年中の遺失届については、物品が約 742 万点、通貨は約 409 億円であり、同じく昭和 31 年度の 3.4 倍、37.5 倍（同じく 8.4 倍）となっている。また、平成 16 年中に警察署長から遺失者に返還した拾得物は、物品が約 335 万点（平成 16 年中の拾得物の約 3 割に相当）、通貨は約 92 億円（同じく約 7 割に相当）となっている。

次に、拾得物の種類ごとの返還率について見てみると、平成 17 年 5 月中に所有権の帰属が確定した拾得物について警察庁が全国で実施したサンプル調査によれば、例えば、携帯電話は約 75 %、財布類は約 63 %、カバン類は約 43 %と一定の水準で返還されているのに対し、傘は 0.4 %、衣類は 4.2 %と返還率が極めて低くなっている。

また、拾得場所別の警察署長への差出しについて見てみると、平成 17 年 5 月中に全国の警察に差し出された物件のうち、路上等で拾得され拾得者から直接警察署長に差し出されたものが 22.8 %であるのに対し、鉄道等の公共交通機関や小売店舗等の各種の施設において拾得され、施設の占有者から警察署長に差し出されたものが 77.2

%と拾得物全体の約8割を占めている。また、施設の占有者から差し出された物件のうち45.8%（拾得物全体の35.3%）は鉄道事業者からの差出しとなっている。

4 研究会における議論の経過

研究会においては、第1回会合において、各委員が遺失物行政について自由に意見を述べた後、それらの意見を次の論点、すなわち、

遺失物の早期返還と返還率の向上について

届出等の手続に関する国民の利便性の向上について

傘・衣類等、大量で返還率の低い物件の取扱いについて

カード・携帯電話のような個人情報関連物件の取扱いについて

動物・自転車のような特殊な物件の取扱いについて

施設等における拾得物に関する一般国民及び事業者の利便性の向上について

に整理して、第2回会合以降でより詳細に、掘り下げて議論した。

また、研究会では、国民の意見を踏まえた議論となるようにするため、インターネットを利用して2回に分けて拾得物の取扱いに関する国民の意見を募集した。

そして、こうした国民の意見を踏まえつつ研究会において議論を重ねた結果、遺失物行政の改善の方向性としては、次のような基本的な考え方に立つ必要があるという認識で一致した。すなわち、拾得物の取扱制度は、

遺失者に拾得物を返還することをその大きな目的としているから、まずもって、拾得物が早期かつ確実に遺失者に返還されるよう、遺失者と拾得者の双方の利便性の向上に配慮しつつ、物件が拾得されてから返還されるまでの一連の手続が整備されなければならない。

社会・経済情勢や国民の意識の変化に対応できるよう、遺失者や拾得者の権利保護とのバランスに配慮しつつ、より合理的なものとする必要がある。

施設における拾得物が多数を占めている現状において、施設における拾得物の取扱いに関する各種手続のうち不合理となってきた部分を見直すことにより、大規模施設を中心に、その占有者の負担を軽減する必要がある。

というものである。

そこで、こうした基本的な考え方を踏まえ、

拾得物の早期発見・返還のための手続の整備の必要性

社会・経済情勢の変化や物件の種類に応じた合理的な拾得物の取扱いの必要性

施設の占有者の負担軽減の必要性

という3つの観点から、改善の方向性について提言することとした。

5 今後の遺失物行政の方向性

(1) 拾得物の早期発見・返還のための手続の整備の必要性

拾得物の早期返還のための検索システムの整備

ア 現状と問題点

遺失物法が制定された明治 32 年当時は、個々の国民の生活圏が狭かったため、物件の遺失場所とそれが拾得されて差し出される場所とが異なることがあることはほとんど想定していなかったものと考えられる。すなわち、遺失者は遺失場所を管轄する警察署を訪問して問い合わせれば遺失物を発見できるといった前提の下、物件を警察署単位で取り扱うことを基本とする制度となっており、こうした基本的な制度は現在まで変更されていない。

しかし、現代においては、自動車の普及や公共交通機関の発達に伴って国民の生活圏は拡大し、いまや多くの国民が通勤、通学、買い物、行楽等のため、警察署の管轄区域はもとより都道府県境を越えて活動している。そのため、例えば、列車内で物件を遺失した場合には、結果的に遺失場所と異なる都道府県の警察署に拾得物として差し出されることも少なくない。また、遺失者自身がどこで物件を遺失したか判然としない場合には、物件が差し出されている可能性がある複数の警察署の全てに順次問い合わせる必要がある。

このように、警察署単位を基本としている現行の制度は、警察署の管轄区域を越えて国民が移動する現代社会においてはふさわしくない部分があると言える。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

旅行の際に物をなくしたような場合には、帰ってきてから、まず遺失場所を管轄する警察署がどこかを探さなければならない。また、どこでなくしたかはっきりしないときは、各警察署に順次問い合わせをしなければならず、極めて面倒であることから、各警察署の間の連携の強化といった何らかの改善が望まれる。

遺失物の管理にコンピューターシステムを導入することは、遺失物の検索、返還率の向上のために有効であると考えられることから、その整備を推進するべきであり、その前提として、全国の警察署における拾得物の取扱手続や届出書式の統一が必要である。

遺失者自身が特に返還を求めないような種類の拾得物もあることから、遺失物検索システムの整備を推進するに当たっては、その費用対効果も十分勘案するべきである。

将来的には、民間事業者が自主的に構築している遺失物管理システムと

警察のシステムのデータのフォーマットに互換性を持たせ、情報を共有するなど、遺失者にとってより一層利便性の高いシステムとなるよう、官民が協力すべきだ。

といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

各警察署において自署管内で拾得された物件の一覧簿を備え付けて閲覧させるといった旧来の手法だけでなく、各警察署に差し出された拾得物に関する情報を警察本部に集約して県内の情報を一元的に管理・検索することができるよう、都道府県内の遺失物検索システムの整備を推進し、全ての都道府県において遺失物検索システムの導入を図るべきである。

他の都道府県の警察署で取り扱われている拾得物や遺失届に関する情報についても容易に検索できるようにすべきである。

と考える。

インターネットを利用した住民に対する拾得物に関する情報の提供

ア 現状と問題点

警察署長は、差し出された拾得物に関する情報を遺失者に提供するために公告を行っているが、この公告は、警察署単位で行われているだけでなく、その方法についても、掲示場に掲示する方法によるか、拾得物一覧簿を閲覧に供する方法によって行われており、紙媒体の使用を前提としている。このため、遺失者は、物件を遺失した場所が分からない場合などには、心当たりのある場所を管轄する各警察署を直接訪れて拾得物一覧簿を閲覧するか、電話により問い合わせをしなければならない状況にあり、インターネット等の情報通信技術が普及してきた現代においては、煩瑣である。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

警察署の取り扱う拾得物は大量であり、遺失者が警察署に探しに行っても、見つけられないことが多いのではないかと。例えば、拾得場所、日時、物件の特徴等がインターネットで検索できるようになれば、発見がより容易になるのではないかと。

高額、貴重な物件については、遺失者の返還要望が特に強いことから、遺失者に対する情報提供に特に配慮すべきである。

インターネットに拾得物に関する情報を掲載した場合、そこから得た情報を悪用して遺失者になりすますなど新たな犯罪を誘発する可能性もある

ことから、こうした側面にも十分配慮すべきである。
といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

IT社会が到来し、インターネットが身近で日常的なものとなっていることから、各警察署長が保管している拾得物に関する情報を警察本部長が集約した上で、第三者が遺失者になりすますなどした新たな犯罪を誘発しないよう十分配慮しつつ、警察本部のホームページを利用するなどして住民に対してきめ細かな拾得物に関する情報の提供を行い、遺失者が自ら遺失した物件をより容易に探すことができるようにすべきである。

と考える。

携帯電話、カード類等を遺失者に返還するための仕組みの整備

ア 現状と問題点

近年における情報化社会の進展の中で、携帯電話やキャッシュカード、クレジットカード等が急速に普及しており、こうした物件が拾得物として取り扱われる数も著しく増加している。

このうち携帯電話は、物件そのものからはその所有者の氏名、住所等は判明しないが、電気通信事業者は、そうした情報を保有している。また、キャッシュカードやクレジットカードは、所有権そのものが発行事業者にある上、発行事業者はカードの名義人の住所等の情報を保有している。

大量に差し出されるこうした拾得物を早期かつ確実に遺失者に返還するためには、こうした事業者の協力が不可欠であるが、遺失物法には、遺失者を特定するために警察署長が行う個人情報の照会について明確な根拠規定はない。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

携帯電話、キャッシュカード等を販売、発行する電気通信事業者や銀行といった事業者には、遺失者の手懸かりとなる情報を保有している以上、顧客サービスの観点等から、拾得物が早期に返還されるようにするための一定の社会的責任があるのではないか。

携帯電話については、警察署長が電気通信事業者の保有する情報を活用すれば、より早期かつ確実に返還することができる。また、クレジットカードやキャッシュカードについても、発行事業者はカード名義人の情報を保有していることから、同様の効果が期待できる。

といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

警察署長による照会権限に関する規定を遺失物法に新たに設けることにより、個人情報取扱事業者が警察署長の行う照会に対して、迅速、適切に対応できるようにする仕組みを構築すべきである。

と考える。

(2) 社会・経済情勢の変化や物件の種類に応じた合理的な拾得物の取扱いの必要性 物件の保管期間の短縮

ア 現状と問題点

現在の制度においては、拾得物の遺失者が判明しない場合、これを警察署において6箇月間保管している。しかし、警察署長に差し出された拾得物のうち遺失者が判明しない物件は、昭和31年度中に約254万点であったものが平成16年中には約736万点と、約482万点も増加している。

また、拾得物の差出件数と遺失届の件数を比較すると、拾得物の差出件数については、昭和31年度中に約148万件であったものが平成16年中においては約575万件と、約427万件増加しているのに対し、遺失届の件数については、昭和31年度中に約107万件であったものが平成16年中には約337万件と約230万件の増加に止まっている。

この結果、拾得物の保管費用は著しく増大しており、こうした費用が国民の納める税金によって賄われていることからすれば、大量の拾得物を長期間保管していることは、結果として社会全体の大きな負担になっていると言える。

他方、実際に遺失者に返還された拾得物について、その返還時期を見てみると、前掲のサンプル調査によれば、警察署長に差し出されてから3箇月を経過するまでの間にほぼ100%（98.8%）が返還されており、3箇月を過ぎてから返還される拾得物はほとんどない（なお、サンプル調査では拾得物の「返還」の時期を調査しているため、警察署長に差し出されてから3箇月以内に「遺失者の氏名、住所等が判明したもの」はさらに多いものと推測される。）。また、高額又は貴重な拾得物に限ってみても、同様の結果が出ている。

すなわち、遺失者に返還される拾得物は、拾得されてすぐに遺失者が判明することが多く、その時点で遺失者が判明しなかった物件のほとんどは、返還されることなく期間満了まで保管されている実態にある。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

拾得物の保管期間を短縮することには、長期間保管されていれば回復し

たであろう遺失者の利益を損なうという側面があることは否めない。しかし、拾得物の保管に要する費用や手数といった社会的な負担や国民意識の変化にかんがみると、こうした側面を考慮に入れてもなお、現在の6箇月という保管期間は長過ぎる。

保管期間の短縮について検討する場合、ごく少ない割合ではあるが、物件の返還を受けられなくなってしまう遺失者が生じることとなるから、高額又は貴重な拾得物については保管期間を現行のままとし、安価な拾得物についてのみ短縮すべきではないか。

拾得物の保管期間を物件の種類によって分けることにした場合には、保管期間が異なる物件が在中しているような場合に、取扱いが極めて複雑になるほか、そもそも拾得物の価額の判断を誰がどのように行うのかといった問題がある。保管期間の短縮は一律にすべきである。

遺失者に対し、より早期に拾得物を発見し返還するための措置を併せて講じるのであれば、保管期間を短縮することとしても理解され得るだろう。といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

保管に要する社会的負担を軽減し、より合理的な遺失物取扱制度とするため、民法第240条に規定されている「公告をした後6箇月」という保管期間については、短縮すべきである。

物件の種類は多種多様であり、また、高額又は貴重な物件であっても遺失者に返還されるもののほとんどは3箇月以内に返還されていることから、拾得物の保管期間は、物件の種類に関わらず、一律に短縮すべきである。

保管期間を短縮する場合には、遺失者の権利に配慮するため、上記(1)のような拾得物の早期発見・返還のための手続の整備を併せて行うことが必要である。

保管期間の短縮は、社会的負担の軽減につながるだけでなく、善意の拾得者が早期に拾得物の所有権を取得することができることにもなる。と考える。

大量で返還率の低い物件についての売却、廃棄等

ア 現状と問題点

現行の制度は、全ての物件について一律に同じ取扱いをすることとなっているが、傘、衣類等の物件については、大量生産・大量消費の時代を反映して、

拾得物として大量に取り扱われ、また、ほとんど遺失者に返還されないにもかかわらず、長期間にわたり保管されており、社会全体としての負担が大きくなっている。具体的には、上記3の「拾得物の取扱状況」で述べたとおり、平成17年5月中に所有権の帰属が確定した拾得物についての警察庁の全国調査によると、傘は0.4%、衣類は4.2%しか遺失者に返還されていない。また、一般的な拾得物に比べて大きな保管スペースを必要とする自転車についても、現代においては半ば消耗品のように扱われており、路上等に放置されて所有者が引き取りに来ないまま警察が遺失物法に基づき保管しているものが多い。

仮に上記のように6箇月という現行の保管期間を短縮するとしても、こうした物件を保管期間が満了するまで保管することは、その返還率や保管場所の問題にかんがみれば、大きな社会的負担であるといえる。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

拾得物は、大量生産品で廉価な衣類や傘もあれば財産的価値の高い貴金属や現金もあるなど様々である。物件をある程度カテゴリー別に分類し、廉価で保管に手間のかかるような種類の物件については、売却、廃棄等の処分をすることができるような仕組みとすべきである。

地方自治体においては、条例により、撤去した放置自転車を一定期間は保管し、保管期間が経過した後は売却、リサイクル等の処分を行っており、警察も参考とすべきである。

といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

傘、衣類、自転車のように大量に取り扱われる一方で返還率が低く、保管に大きなスペースを要するような種類の物件については、一定の要件の下での一括売却や、売却できない場合の廃棄等の処分を可能にするなど、遺失者の利益に配慮しつつも、拾得物の長期保管に伴う社会的負担の軽減という公益を勘案した合理的な制度とすべきである。

と考える。

カード・携帯電話のような個人情報関連物件の所有権の移転の制限

ア 現状と問題点

近年、個人情報的大量に記録されている物件が社会に多く出回り、その結果、拾得物としての取扱いも増加している。その典型的な例は携帯電話であり、遺失者本人だけでなく、その知人の電話番号やメールアドレス等の大量の個人情報

報が記録されている。また、クレジットカードやキャッシュカードといった物件については、第三者に引き渡した場合は、名義人になりすまして商品の購入や預金の引き出しを行うなど、磁気情報が犯罪に悪用されることが懸念される。

現行の制度は、遺失者の判明しない物件については、原則として拾得者が所有権を取得することができることとなっており、個人情報関連物件であっても、拾得者が所有権の取得を主張する場合には、警察署長は、物件をそのまま引き渡さざるを得ない状況にある。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

カード類や携帯電話、鍵等は、拾得者に所有権取得の権利を与えると問題が生じかねない。こうした物件については、拾得者には所有権を認めず、廃棄等の措置を講じるべきである。

これらの物件に関する問題点としては、本人以外の第三者による利用可能性と、個人情報等のセンシティブ情報への第三者のアクセスの2つがある。2つ目の問題点だけであれば、データが含まれない状態とすれば、拾得者が物件の所有権を取得することを認めることも考えられる。

といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

個人情報関連物件は、その所有権を拾得者に取得させた場合には犯罪に悪用されるおそれがあり、また、そもそも個人情報関連物件は、所有者（名義人）以外の者によって使用されることが予定されていないものが大部分であることから、こうした物件については、容易にデータを消去したり、記録媒体を取り外すことができるような物件でない限り、拾得者が所有権を取得することができない制度とすべきである。

と考える。

動物の取扱い

ア 現状と問題点

現行の制度においては、飼い主が分からない犬、ねこ等については、「逸走ノ家畜」として拾得物に準じて警察が取り扱うこととされている。

しかし、そもそも動物は、命あるものであり、専門的な知識に基づいた適正な保管（飼養）を行わなければ、疾病にかかったりしてしまうから、他の物件とは比べものにならない手数料がかかるほか、餌代等の費用もかかる。警察署では、動物の飼養に関し専門的な知識を有する職員や専門の施設を有しておらず、

動物愛護の観点から見て、十分な飼養ができる状況にはない。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

動物は生き物であるから、適切、慎重に取り扱わなければならない、そのためには専門の施設や職員が必要であり、警察が適切に保管することは不可能であり、他の適切に保管できる施設で取り扱うべきである。ただし、その場合も、警察と保管施設とが緊密に連携をとるなどして、拾得者や飼い主が不便をきたさないように配慮することが必要である。

現在、動物を取り扱う機関は、警察や都道府県など様々であり、飼い主の立場からすれば、担当部署ができる限り明確にされることが望ましい。といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

動物の愛護の観点から、飼い主の分からない動物は、警察署で保管するよりも、都道府県等、動物の飼養に専門的な知識を有する職員や専門の施設を有している機関において取り扱うべきである。

と考える。

(3) 施設の占有者の負担軽減の必要性

施設における拾得物の差出義務の免除

ア 現状と問題点

警察が取り扱う拾得物のうち、各種の施設において拾得されたものが約8割を占めているとおり、施設の占有者は、遺失者に直接物件を返還し、また、返還できなかったものは自ら運搬費用を負担して警察署長に差し出すなど、遺失者への物件回復に大きく貢献している。

しかし、各種施設の中でも、特に、鉄道事業者、大規模小売店舗といった不特定多数の者が利用するものの占有者は、日々大量の拾得物を取り扱っており、警察署長に差し出すための費用負担には極めて大きいものがある。

また、警察署長が公告をした後6箇月を経過しても所有者が判明せず、拾得者もすでに権利を放棄しているときは、施設の占有者は自らが所有権を取得した拾得物を警察署長から引き取ることになるが、特に傘のように遺失者に対する返還率が低く、拾得者も権利をほとんど主張しない物件については、約半年前に差し出した大量の物件をほとんどそのまま引き取っている現状にあり、そのために費やす費用も多大である。

このように、施設において拾得された物件のうち、施設の占有者が遺失者に

返還できなかったものすべてを警察署長に差し出させることとしている現行制度は、施設の占有者に多大な費用負担をもたらしている。特に、遺失届がほとんど提出されないような物件までもいたずらに施設と警察署の間を往復させていることは、社会的に見て効率的な制度とは言い難い。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

現在は、拾得物の取扱いが非常に多いことから、毎日拾得物と書類を警察署に持って行かねばならない状況であり、多大なコストや手間がかかっている。

施設における拾得物のうち価値の低いものについては、拾得されて1週間以上経過した場合には、ほとんど遺失者が現れない傾向にある。

施設の占有者から警察への差出義務を免除すれば運搬費用は軽減できるが、施設の占有者にとっては、全ての拾得物の保管が義務となると、運搬費用以上に保管費用がかさむ場合に問題となる。

警察や施設における保管の在り方や保管期間を検討するに当たっては、運搬に要するコストと保管に要するコストとを社会全体の負担の観点から考慮することが必要である。

傘、ライター等の拾得物については、保管期間を短くすることを前提に施設の占有者が売却、廃棄等の処分を行うことができるようにすることも検討してもよいのではないか。

といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

物件を適切に保管することができる一定の要件を満たす施設の占有者については、警察署長に届け出ることにより、貴重品を除き、拾得物を警察署長に差し出さなくてもよいとする制度を構築すべきである。

警察署長に差し出さずに拾得物の保管を続けることが施設の占有者の負担となる場合も考慮し、一定の要件を満たす施設の占有者であっても、実際に拾得物を警察署長に差し出すかどうかは自らの判断に委ねられるようにすべきである。

警察署長に差し出さなかった物件については、遺失者が返還を受けに来るか、保管期間が経過するまでは施設の占有者が保管を続けなければならず、その保管に要する費用が新たに発生することになる。そこで、新たな制度の対象となる施設の占有者については、警察署長と同様に、一定の要

件の下での物件の売却、廃棄等の処分を行うことができるようにすべきである。
と考える。

施設における拾得物に関する国民の利便性の向上や個人情報の保護

ア 現状と問題点

これまでも述べてきたとおり、各種の施設において取り扱われる拾得物は、非常に多くなっている。例えば、こうした拾得物の所有者が判明せず、拾得者が所有権を取得して警察署長から引き取る際には、拾得者は、警察署長に対し、自らが真の拾得者であることを明らかにしなければならないが、拾得者が施設の管守者に拾得物を交付した際の手続は明確になっていない。

また、施設において物件を遺失した者は、まずその施設に拾得物として取り扱われているか否かを問い合わせることが多い。しかし、特に大量の拾得物を取り扱う施設においては、探している物件がその施設において取り扱われているかどうか、直ちに判明しないこともある。

さらに、個人情報の取扱いに敏感な国民の意識もあり、拾得物に記載、記録された個人情報の取扱いについても、より慎重な対応が求められている。

イ 研究会における主な議論の内容

このような問題点に関し、研究会においては、

事業者の中には、顧客サービスの観点から、独自に遺失物管理システムを導入し、遺失・拾得の情報と問い合わせ窓口を一元化することなどにより、遺失者からの問い合わせに対して迅速に検索を行って、返還率を向上させたところもある。システム導入の必要性は拾得物の取扱件数等により異なるであろうが、こうした姿勢は参考にすべきだ。

手帳や携帯電話といった拾得物を返還するためには、所有者の氏名が記載されたページや自局番号を調べることがあるが、こうした拾得物の取扱いをめぐって、遺失者との間でトラブルになることがある。

拾得者が報労金を請求し、また、遺失者が報労金を支払うためには、拾得者や遺失者に相手方の氏名等を教えることが必要であるが、こうした場合について、個人情報の保護の観点から何らかのルール作りが必要である。といった議論がなされた。

ウ 改善の方向性

このような議論を踏まえて、研究会としては、

施設における拾得者の権利を保護し、また、遺失者の利便性を向上させるため、拾得物に関する権利を主張する拾得者に対しては、施設の占有者

が拾得物を預かった旨の書面を交付することとともに、不特定多数の者が利用する施設では、拾得物に関する掲示をしたり、拾得物に関する情報が一覧できる書類やデータを施設の利用者に閲覧させたりするなど、施設の占有者の負担に配慮しつつも、遺失者が物件をより容易に見つけることができるような措置を講じるほか、施設の占有者と警察署長の連携の強化を図るべきである。

施設の占有者が、拾得物に記録された内容を確認したり、遺失者や拾得者の氏名等を相手方に教えたりすることについて、国民のコンセンサスを踏まえつつ、一定のルールを設けるべきである。

と考える。

6 おわりに

以上、

拾得物の早期発見・返還のための手続の整備の必要性

社会・経済情勢の変化や物件の種類に応じた合理的な拾得物の取扱いの必要性

施設の占有者の負担軽減の必要性

について提言をしたが、遺失物行政は、警察行政の中でも最も国民に身近なものの一つであり、遺失者と拾得者の双方の権利を保護しつつ、その時代における社会情勢を十分反映した合理的かつ利便性の高いものでなければならない。

我が国においては、小さな子供であっても、また、たとえ一円玉であっても、落とし物を拾えば交番や駐在所に届けるということが自然に行われてきた。このように、遺失物は、国民一人一人の善意により遺失者に返還されているものであり、これは、誇るべき文化であると言える。

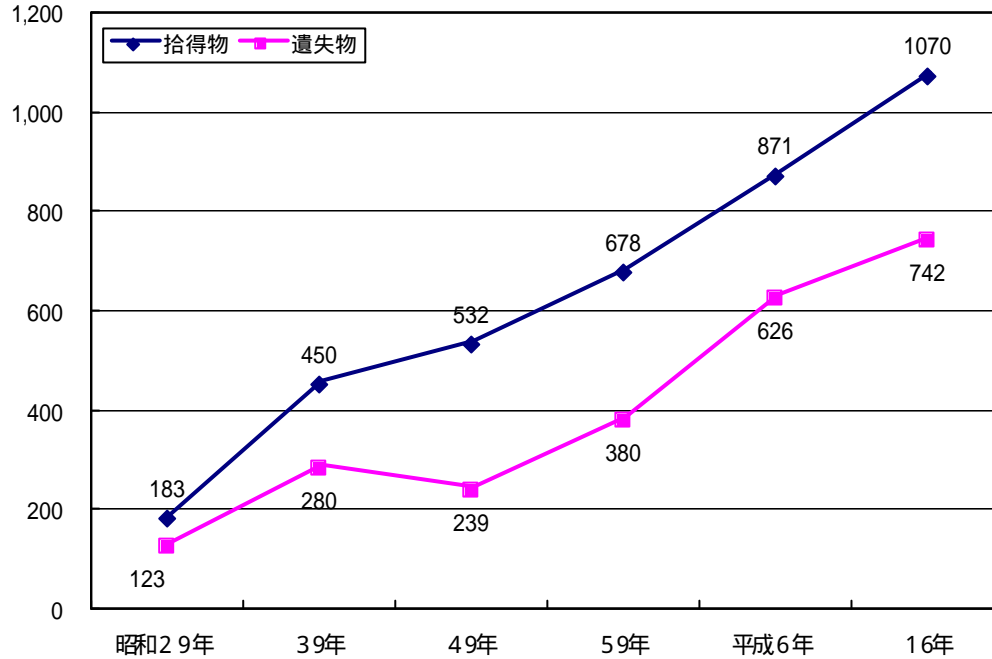
研究会としては、この提言が、こうした文化を尊重し、また、現代社会に対応した適切な遺失物行政の推進の一助となることを願うものである。

遺失物の取扱いに関する基礎資料

1 遺失物の取扱件数

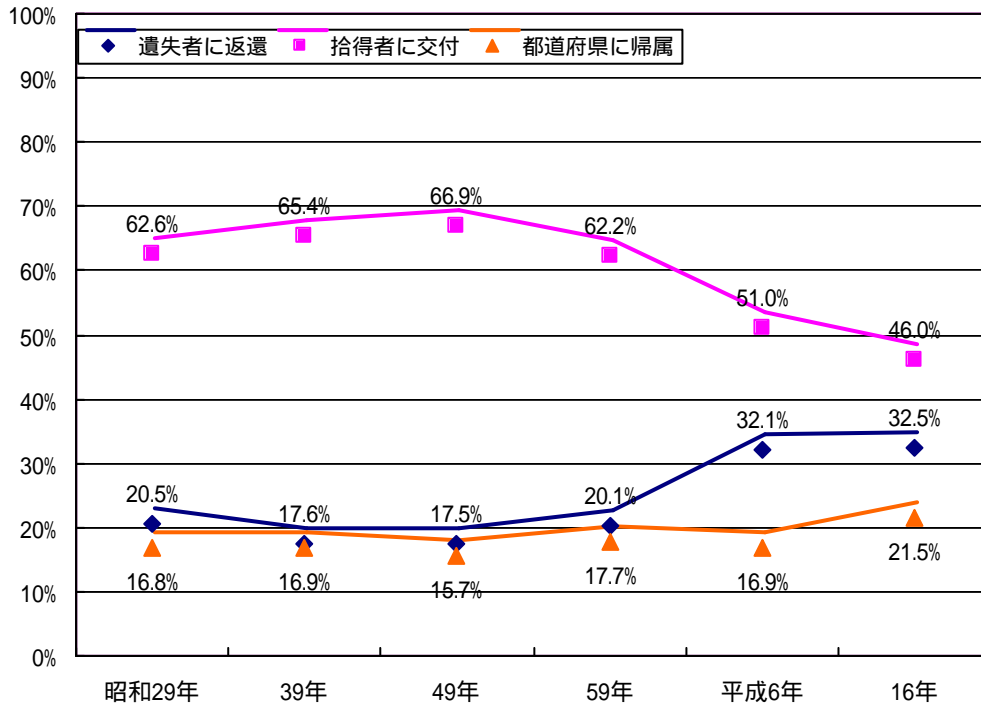
(1) 拾得物・遺失物の推移

物品(万点)



(2) 拾得物の処理状況(返還率等の推移)

物品割合



2 動物の取扱件数

(平成16年1・4・7・10月の4箇月間の全国統計)

	遺失者返還	拾得者交付	都道府県帰属	計	その他	総計	年間推定
件数	6663	793	619	8075	3441	11516	約34500件
比率	82.51%	9.82%	7.67%				

その他については、保管委託者等に引き渡した件数

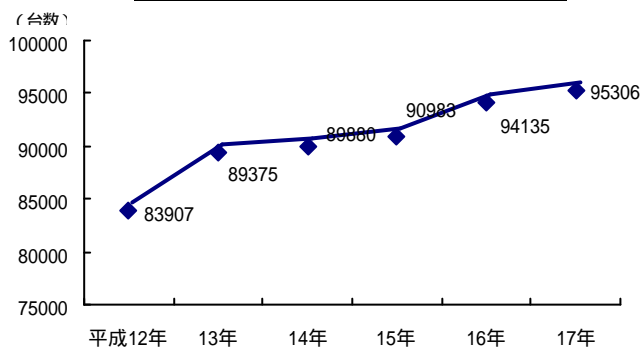
年間推定は、本調査が4箇月分のデータであるため年間取扱数を推定したものの。

3 携帯電話の取扱件数

(平成16年1・4・7・10月の4箇月間の全国統計)

	遺失者返還	拾得者交付	都道府県帰属	計	拾得物全体における割合
件数	83708	11912	14536	110156	4.03%
比率	75.99%	10.81%	13.20%		

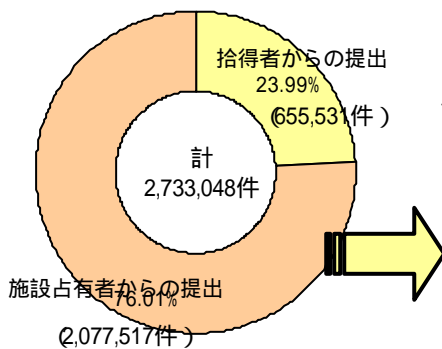
(参考)警視庁における携帯電話取扱いの推移



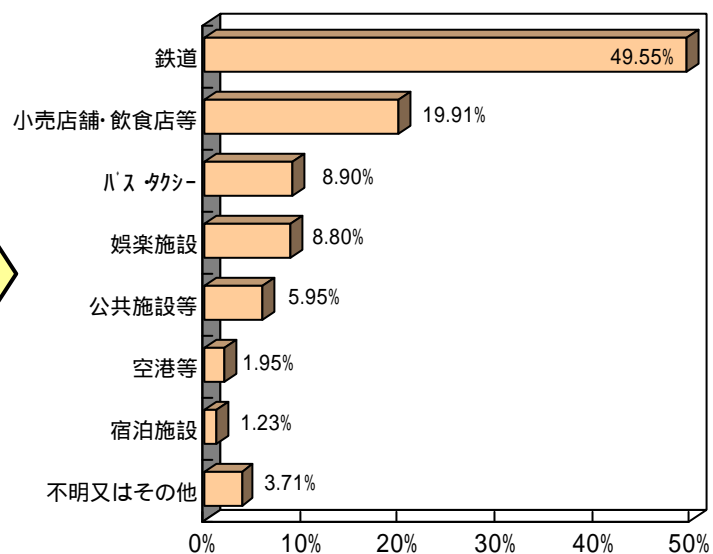
4 施設における拾得物の取扱状況

(平成16年1・4・7・10月の4箇月間の全国統計)

施設占有者からの提出の割合



施設占有者から提出された拾得物に占める各施設の割合

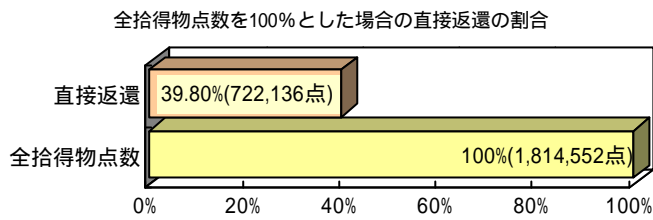


提出数には、拾得者が施設内で拾得し、直接警察署長へ届け出た拾得物を含む。また、施設占有者が警察署長に提出する前に直接遺失者に返還した拾得物は含まない。

5 施設における直接返還の割合

鉄道事業者A社における返還実績

平成16年中警察署長へ提出前に遺失者へ直接返還した拾得物の割合(点数)



6 一般拾得と施設内拾得別の主な拾得物

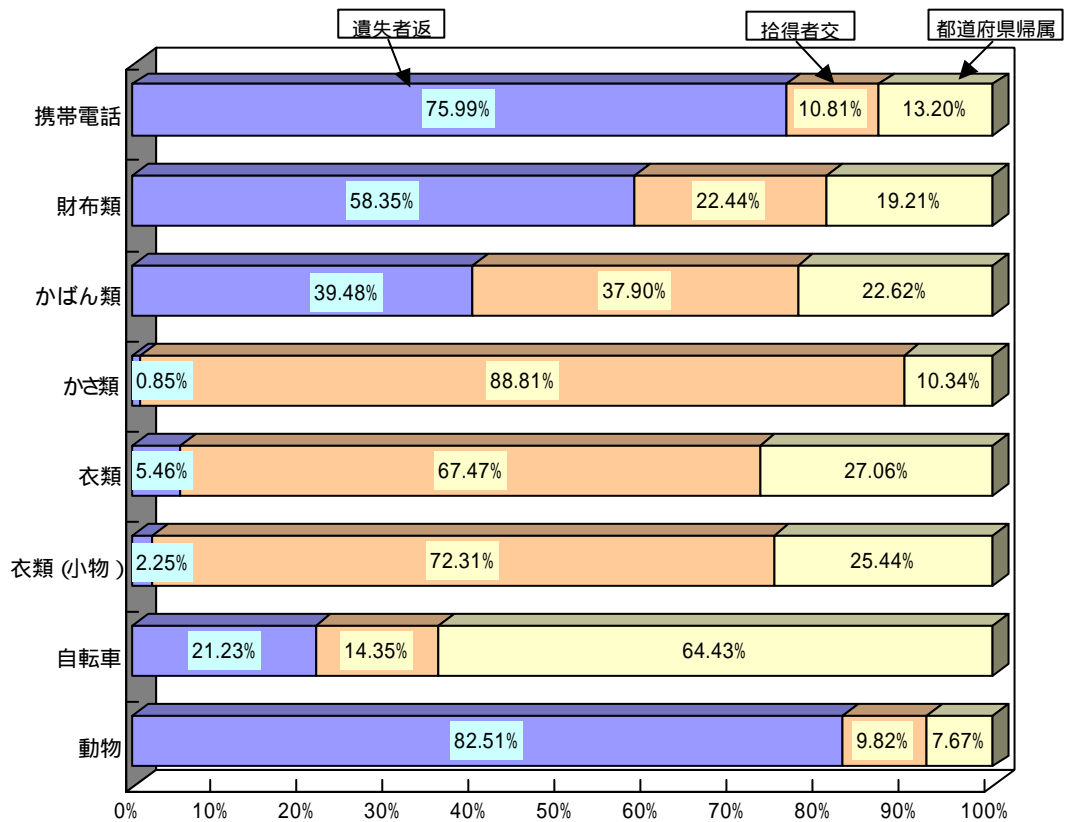
(平成16年1・4・7・10月の4箇月間の全国統計)

一般拾得			施設内拾得			全体					
順位	品名	拾得件数	比率	順位	品名	拾得件数	比率	順位	品名	拾得件数	比率
1	財布類	145153	22.14%	1	かさ類	428973	20.65%	1	かさ類	433843	15.87%
2	証明書類	75141	11.46%	2	現金	334143	16.08%	2	現金	401632	14.70%
3	現金	67489	10.30%	3	衣類(小物)	278156	13.39%	3	衣類(小物)	291990	10.68%
4	携帯電話	65944	10.06%	4	財布類	97506	4.69%	4	財布類	242659	8.88%
5	鍵類	53529	8.17%	5	袋・封筒類	90528	4.36%	5	証明書類	143795	5.26%

証明書類は、キャッシュカード、クレジットカード、身分証明書、学生証、外国人登録証、保険証、免許証等をいう。
衣類(小物)は、帽子、手袋、マフラー類、靴類、その他衣類をいう。

7 拾得物件別の処理状況(返還率等)

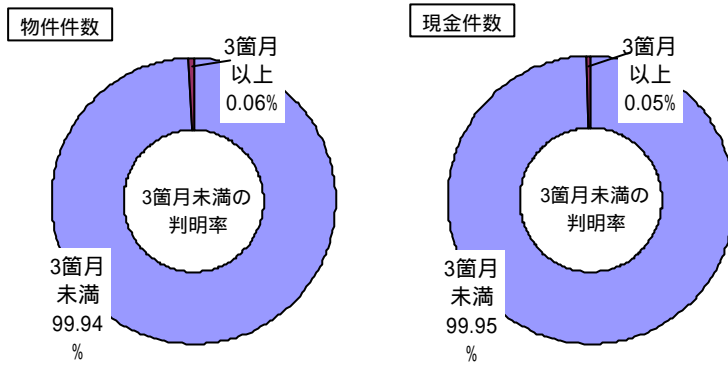
(平成16年1・4・7・10月の4箇月間の全国統計)



衣類は、上着類、スモック類、上下衣類をいう。衣類(小物)は、帽子、手袋、マフラー類、靴類、その他衣類をい

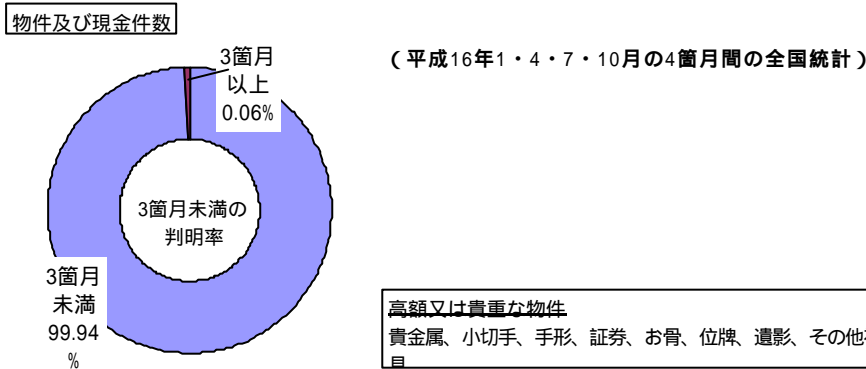
8 遺失者が判明した時期

(平成16年1・4・7・10月の4箇月間の全国統計)



遺失者が判明した物件361,571件のうち、99.94%に当たる361,353件が3箇月未満に遺失者が判明し、現金93,402件のうち、99.95%に当たる93,358件が3箇月未満に判明している。

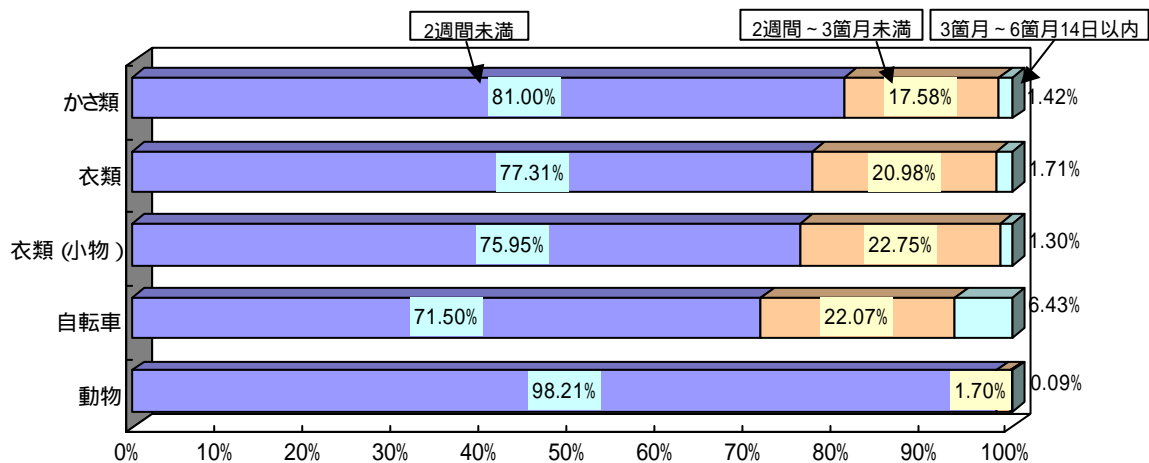
9 高額又は貴重な物件の遺失者が判明した時期



遺失者が判明した高額又は貴重な物件3,276件のうち、99.94%に当たる3,274件が3箇月未満に遺失者が判明している。

10 大量に保管され、かつ、保管に要する費用又は手数が掛かる拾得物の保管期間

(平成16年1・4・7・10月の4箇月間の全国統計)



遺失物法（明治三十二年三月二十四日法律第八十七号）

第一条 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求権ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察署長ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

物件ヲ警察署長ニ差出シタルトキハ警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クヘキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為スヘシ

第二条 警察署長ハ其ノ保管ノ物件滅失又ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ政令ノ定ムル方法ニ從ヒ之ヲ売却スルコトヲ得

売却ノ費用ハ売却代金ヨリ支弁ス

売却費用ヲ控除シタル売却代金ノ残額ハ拾得物ト看做シテ之ヲ保管ス

第二条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ売却ニ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認メラルル物件ハ警察署長ニ於テ之ヲ廃棄スルコトヲ得

第三条 拾得物ノ保管費公告費其ノ他必要ナル費用ハ物件ノ返還ヲ受クル者又ハ物件ノ所有権ヲ取得シ之ヲ引取ル者ノ負担トシ民法第二百九十五条乃至第三百二条ノ規定ヲ適用ス

第四条 物件ノ返還ヲ受クル者ハ物件ノ価格百分ノ五ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル報労金ヲ拾得者ニ給スヘシ但シ国庫其ノ他公ノ法人ハ報労金ヲ請求スルコトヲ得ス

物件ノ返還ヲ受クル者ハ第十条第二項ノ占有者アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル報労金ノ額ノ二分ノ一宛ヲ拾得者及占有者ニ給スベシ

第五条 第二条ニ依リ売却シタル物件ニ付テハ売却代金ノ額ヲ以テ物件ノ價格トス

第六条 第三条ノ費用及第四条ノ報労金ハ物件ヲ返還シタル後一箇月ヲ過クルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七条 拾得者ハ予メ申告シテ拾得物ニ関スル一切ノ権利ヲ拋棄シ第三条ノ費用弁償ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

第八条 物件ノ返還ヲ受クヘキ者ハ其ノ権利ヲ拋棄シテ第三条ノ費用及第四条ノ報労金弁償ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

物件ノ返還ヲ受クヘキ各権利者其ノ権利ヲ拋棄シタルトキハ拾得者其ノ物件ノ所有権ヲ取得ス但シ拾得者其ノ取得権ヲ拋棄シ第一項ノ例ニ依ルコトヲ得

法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件（行政庁ノ許可其ノ他之ニ類スル処分ニ依リ所有所持スルコトヲ認メラルル物件ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ拾得シタル者ハ所有權ヲ取得スルノ限ニアラス

第九条 拾得物其ノ他本法ノ規定ヲ準用スル物件ヲ横領シタルニ依リ処罰セラレタル者及拾得ノ日（次条第二項ノ占有者ニ在リテハ其ノ管守者同項ノ規定ニ依リ物件ノ交付ヲ受ケタル日以下同ジ）ヨリ七日内ニ第一条第一項又ハ第十一条第一項ノ手續ヲ為ササル者ハ第三条ノ費用及第四条ノ報勞金ヲ受クルノ權利並ニ拾得物ノ所有權ヲ取得スルノ權利ヲ失フ拾得ノ時ヨリ二十四時間内ニ次条第二項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為サザル者亦同ジ

第十条 船車建築物其ノ他ノ施設ノ占有者ノ為之ヲ管守スル者其ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得者ト看做シ本法及民法第二百四十条ノ規定ヲ適用ス

管守者アル船車建築物其ノ他本来公衆ノ一般ノ通行ノ用ニ供スルコトヲ目的トセザル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ管守者ニ交付シ交付ヲ受ケタル管守者ハ之ヲ其ノ船車建築物等ノ占有者ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者第一条第一項又ハ第十一条第一項ノ手續ヲ為スベシ

第二項ノ場合ニ於テ拾得者第七条若ハ第八条第二項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ關スル權利ヲ拋棄シ又ハ前条後段ノ規定ニ依リ拾得物ニ關スル權利ヲ失ヒタルトキハ同項ノ占有者ハ第四条第二項ノ規定ニ依リ拾得者ノ報勞金ヲ受クルノ權利ヲ除キ拾得者ノ拾得物ニ關スル權利ヲ取得ス但シ占有者第七条又ハ第八条第一項ノ例ニ依ルコトヲ得

第十条ノ二 前条ニ規定スル船車建築物等ノ占有者ニシテ当該船車建築物等ニ於ケル拾得物ヲ保管スルニ適スト認メラルル政令ヲ以テ指定スル法人前条第一項ノ規定ニ依リ拾得者ト看做サルル場合又ハ同条第二項ノ規定ニ依リ物件ノ差出ヲ受ケタル場合ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スルコト能ハザルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ警察署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署長ニ差出スベシ

前項ニ規定スル法人政令ヲ以テ定ムル要件ニ從ヒ拾得物ニ關スル權利ヲ拋棄シタル物件ニ付テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ之ヲ警察署長ニ差出シ其ノ保管ノ責ヲ免ルルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ届出ハ第九条ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第一条第一項ノ手續ト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタル警察署長ハ第一条第二項ノ例ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ其ノ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第二条又ハ第二条ノ二ノ規定ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ廃棄スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタル警察署長ハ其ノ物件ノ保管ノ状況ヲ調査スル為其ノ保管場所（公ノ法人ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ設置スル保管場所ヲ除ク）ニ立入り又ハ所属警察官ヲシ

テ立入ラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ正当ナル理由ナクシテ其ノ立入ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ立入ラムトスル警察署長又ハ警察官ハ其ノ身分ヲ証スル証明書ヲ携帯シ關係人ニ之ヲ提示スベシ

第十一条 犯罪者ノ置去リタルモノト認ムル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ警察署長ニ差出スヘシ

前項ノ物件ニ關シテハ法律ノ規定ニ依リ没収スルモノヲ除ク外本法（第十条ノ二ヲ除ク以下本条中同ジ）及民法第二百四十条ノ規定ヲ準用ス但シ犯罪捜査ノ為必要ナルトキハ警察署長ニ於テ公訴権消滅ノ日マデ公告ヲ為サザルコトヲ得

第一項ノ物件ニ關シテハ公訴権消滅ノ日マデニ前項本文ニ於テ準用スル本法及民法第二百四十条ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタル後既ニ六箇月ヲ經過シアリタル場合ニ限り公訴権消滅ノ日ニ拾得者ニ於テ所有権ヲ取得ス

第十二条 誤テ占有シタル物件他人ノ置去リタル物件又ハ逸走ノ家畜ニ關シテハ本法及民法第二百四十条ノ規定ヲ準用ス但シ誤テ占有シタル物件ニ關シテハ第三条ノ費用及第四条ノ報労金ヲ請求スルコトヲ得ス

第十三条 埋蔵物ニ關シテハ第十条及第十条ノ二ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス

第十四条 本法及民法第二百四十条第二百四十一条ノ規定ニ依リ物件ノ所有権ヲ取得シタル者取得ノ日ヨリ二箇月内ニ物件ヲ警察署長又ハ第十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ヨリ引取ラサルトキハ所有権ヲ喪失ス

第十五条 左ノ各号ニ掲グル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有権ハ夫々当該各号ニ掲グル者ニ帰属ス但シ第八条第三項ニ掲グル物件ニ付テハ其ノ所有権ハ国ニ帰属ス

- 一 警察署長ノ保管スルモノ 当該警察署ノ属スル都道府県
- 二 第十条ノ二第一項ニ規定スル法人ノ保管スルモノ（第七条第八条第二項但書第九条又ハ第十条第四項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ關スル権利ヲ拋棄シ又ハ失ヒタルモノヲ除ク） 当該法人
- 三 第十条ノ二第一項ニ規定スル法人ノ保管スル物件ニシテ第七条第八条第二項但書第九条又ハ第十条第四項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ關スル権利ヲ拋棄シ又ハ失ヒタルモノ 当該物件ノ保管場所ノ所在スル都道府県

第十六条 本法ニ特別ノ定アルモノヲ除ク外本法ノ施行ニ關スル細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

第二百四十条 遺失物は、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときには、これを拾得した者がその所有権を取得する。

遺失物法施行令（昭和三十三年六月十日政令第百七十二号）

（拾得物件の差出）

第一条 遺失物法（以下「法」という。）第一条第一項に規定する拾得した物件の警察署長への差出は、事情の許す限り、当該物件を拾得した場所のもよりの警察署長にしなければならない。

2 拾得した物件の差出を受けた警察署長は、内閣府令で定める様式による拾得物預り書を当該物件を差し出した者に交付しなければならない。

（公告）

第二条 法第一条第二項に規定する公告は、拾得した物件の差出を受けた警察署長が、内閣府令で定める様式により、差出を受けた日から起算して十四日間、当該警察署の掲示場に掲示して行わなければならない。

2 警察署長は、内閣府令で定める様式による拾得物一覧簿を当該警察署に備えつけ、これを何時でも随意関係者に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 警察署長は、前二項の規定による公告に係る物件のうち特に貴重な物件と認められるものについては、第一項の規定による公告の期間が満了し、又は前項の拾得物一覧簿に拾得に関し記載した日から起算して十四日を経過しても、なお遺失者又は所有者その他当該物件の回復の請求権を有する者（以下「遺失者等」という。）の氏名又は居所を知ることができないときは、さらに公告の要旨を官報又は新聞紙に掲載する措置をとらなければならない。

（拾得物件の返還）

第三条 警察署長は、遺失者等から物件の返還を求められたときは、内閣府令で定める様式による受領書と引換に返還しなければならない。この場合において、警察署長は、遺失者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつて遺失者等であることを証明させなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により遺失者等に物件を返還する場合は、当該遺失者等の氏名及び住所を拾得者（法第十条第二項に規定する占有者がある場合における占有者を含む。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。ただし、拾得物に関する権利をあらかじめ放棄し、若しくは失つている拾得者、遺失者等から既に報労金を給された拾得者又は居所が判明しないため通知できない拾得者に対しては、通知することを要しない。

（法定期間内に遺失者等の知れない場合における拾得者に対する通知等）

第四条 警察署長は、その保管する物件につき、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条に規定する期間内に遺失者等の知れないときは、その旨を拾得者（法第十条第二項に規定する占有者が同条第四項の規定により拾得物に関する権利を取得する場合は、占有者とする。以下この条及び第九条第二項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、拾得物に関する権利をあらかじめ放棄し、若しくは失つている拾得者又は居所が判明しないため通知できない拾得者に対しては、通知することを要しない。

2 警察署長は、遺失者等が知れない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日を

あらかじめ第一条第二項の拾得物預り書に記載することにより、前項の通知に代えることができる。

- 3 警察署長は、前二項の規定による通知により拾得者から物件の交付を求められたときは、内閣府令で定める様式による受領書と引換に交付しなければならない。前条第一項後段の規定は、この場合について準用する。

(売却)

第五条 法第二条第一項の規定による警察署長の保管する物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- 一 すみやかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物件
- 二 競争入札に付しても入札者がいない物件
- 三 前各号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる物件

第六条 前条本文の規定により競争入札のうち一般競争入札に付しようとするときは、警察署長は、その入札期日の前日から起算して少くとも五日前までに、その物件の種類、数量その他内閣府令で定める事項を当該警察署の掲示場に掲示するかその他これに準ずる適当な方法で公告しなければならない。

- 2 前条本文の規定により競争入札のうち指名競争入札に付しようとするときは、警察署長は、なるべく三人以上の入札者を指定し、その物件の種類、数量その他内閣府令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 前条ただし書の規定により随意契約によろうとするときは、警察署長は、なるべく二人以上の者からあらかじめ見積書を徴さなければならない。

(廃棄した物件に関する書類の整備)

第七条 警察署長は、法第二条ノ二の規定により廃棄した物件については、内閣府令で定める様式により、廃棄した理由、日時その他廃棄の状況を明らかにした書類を整備して置かななければならない。

(現金又は売却代金の預託)

第八条 警察署長は、その保管する物件のうち現金又は売却代金を預託しようとするときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十五条第一項の規定により当該警察署の属する都道府県の公金の収納若しくは支払の事務を取り扱う者に預託するか又はこれに準ずる確実な方法でなければならない。

(所有所持を禁じられた物件のうち拾得者が所有権を取得することができるもの)

第九条 法第八条第三項に規定する政令で定める物件は、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる銃砲又は同項第六号に掲げる刀剣類
 - 二 銃砲刀剣類所持等取締法第十四条に規定する美術品若しくは骨とう品として価値のある火なわ式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類
- 2 第四条第三項に規定するもののほか、前項各号に掲げる物件を当該物件について銃砲刀剣類所持等取締法の規定による許可又は登録を受けた拾得者に交付する場合の手続は、内閣府令で定める。

(船車建築物等の占有者の掲示等)

第十条 法第十条に規定する船車、建築物等で公衆の利用に供するものの占有者は、物件の差出しを受けた場合においては、当該占有者が管理する公衆の見やすい場所において、内閣府令で定めるところにより、当該物件の種類、数量その他必要な事項を掲示するとともに、当該占有者のうち同条第二項に規定するものにあつては、拾得者の氏名及び住所、拾得日時並びに当該物件の種類及び数量その他必要な事項を記載した当該物件を受け取つた旨を証する書面を拾得者に交付しなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により占有者がすべき掲示について準用する。この場合において、第二条第二項中「当該警察署」とあるのは、「当該占有者が管理する場所」と読み替えるものとする。

第十一条～第十七条

削除

(国に帰属した拾得物件についての取扱い)

第十八条 法第十五条ただし書の規定により物件の所有権が国に帰属したときは、警察署長は、当該物件を速やかにその所有又は所持の取締りに関する事務を所掌する国の行政機関(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。)又はその地方支分部局の長に引き渡さなければならない。

(誤つて占有した物件等についての準用規定)

第十九条 第一条から第十条まで及び前条の規定は法第十二条に規定する誤つて占有した物件、他人の置き去つた物件及び逸走した家畜について、第一条から第九条まで及び前条の規定は法第十一条に規定する犯罪者の置き去つたと認める物件及び法第十三条に規定する埋蔵物について準用する。この場合において、法第十三条に規定する埋蔵物については、第四条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条」とあるのは「民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十一条」と、「法第十条第二項に規定する占有者が同条第四項の規定により拾得物に関する権利を取得する場合は、占有者とする。」とあるのは「法第十三条に規定する埋蔵物のうち他人の物の中において発見されたものについては、発見者及びその物の所有者とする。」と読み替えるものとする。

(期間計算)

第二十条 民法第二百四十条若しくは第二百四十一条又は法第十一条第三項に規定する六月の期間は、第二条第一項(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告の期間の満了の日の翌日又は同条第二項(前条において準用する場合を含む。)の規定により同項の拾得物一覧簿に拾得に関し記載した日から起算して十四日を経過した日の翌日から起算するものとする。

(内閣府令への委任)

第二十一条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な細目は、内閣府令で定める。

遺失物法施行規則(昭和三十三年六月十日総理府令第五十二号)

(拾得物預り書の様式)

第一条 遺失物法施行令 (昭和三十二年政令第七十二号。以下「令」という。) 第一条第二項に規定する拾得物預り書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

(公告及び拾得物一覧簿の様式)

第二条 令第二条第一項に規定する公告の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

2 令第二条第二項に規定する拾得物一覧簿の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

(物件の返還の際の受領書等の様式)

第三条 令第三条第一項及び第四条第三項に規定する受領書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

(競争入札の公告事項等)

第四条 令第六条第一項に規定する一般競争入札の公告事項及び同条第二項に規定する指名競争入札の通知事項は、次のとおりとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他警察署長が必要と認める事項

(廃棄した物件に関する書類の様式)

第五条 令第七条に規定する廃棄した物件に関する書類の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

(保管費等の請求)

第六条 警察署長は、法第三条の規定による保管費、公告費その他物件の処理に要した費用を当該物件の交付を受ける者に対して請求するときは、別記様式第六号による請求書によつてしなければならない。

(所有所持を禁じられた物件を拾得者に交付する場合の手續)

第七条 令第九条第一項各号の一に掲げる物件の交付を受けようとする拾得者は、当該物件に係る許可証又は登録証を警察署長に提示しなければならない。

(船車建築物等の占有者のする掲示)

第八条 令第十条第一項に規定する船車、建築物等の占有者は、差出を受けた拾得物の種類及び数量並びにその拾得の日時及び場所を、当該物件を警察署長に差し出すまでの間、掲示しなければならない。

2 令第十条第一項に規定する船車、建築物等の占有者が、令第十条第二項において準用する令第二条第二項の規定によりその管理する場所に備え付ける拾得物一覧簿の様式は、別記様式第七号のとおりとする。

(誤つて占有した物件等についての準用)

第九条 前各条の規定は法第十二条に規定する誤つて占有した物件、他人の置き去つた物件及び逸走した家畜について、第一条から第六条までの規定は法第十一条に規定する犯罪者の置き去つたと認

める物件及び法第十三条に規定する埋蔵物について準用する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 警察職員の行う遺失物の取扱いに関しては、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号。以下「法」という。）遺失物法施行令（昭和三十三年政令第百七十二号。以下「令」という。）遺失物法施行規則（昭和三十三年総理府令第五十二号。以下「施行規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において「遺失者等」とは、遺失者又は所有者その他の物件回復の請求権を有する者をいう。

2 この規則において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

一 交番及び駐在所

二 警備派出所のうち、交番に準じて遺失物の取扱いを行う必要があるものとして警視 総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が指定したもの

三 警視庁若しくは道府県警察本部（以下「警察本部」という。）又は方面本部に設けられた鉄道警察隊、高速道路交通警察隊その他の組織の施設のうち、交番に準じて遺失物の取扱いを行う必要があるものとして警察本部長が指定したもの

第二章 拾得物の受領等

(拾得物を受領する窓口)

第三条 法第一条第一項（法第十二条及び第十三条において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項の差出しに係る物件（以下「拾得物」という。）の受領は、警察署又は交番等において行うものとする。

(拾得物の受領等の措置)

第四条 交番等において拾得物を受領したときは、拾得物の種類及び数量、拾得日時、拾得場所その他必要な事項（以下「拾得物の種類等」という。）を警察署に報告するとともに、警察署に備え付けられた施行規則第二条第二項に規定する様式の拾得物一覧簿（以下「拾得物一覧簿」という。）の当該拾得物に係る受領番号を照会して、令第一条第二項の拾得物預り書（以下「拾得物預り書」という。）及び別記様式第一号の拾得物控書を作成し、拾得物預り書を拾得物を差し出した者（以下「差出者」という。）に交付しなければならない。

2 交番等においては、受領に係る拾得物を、拾得物控書とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、必要な措置をとるものとする。

3 警察署において拾得物を受領したときは、拾得物預り書及び拾得物控書を作成して、拾得物預り書を差出者に交付しなければならない。

(施設内拾得の取扱い)

第五条 法第十条第二項に規定する他人の物件を拾得した者が、警察署又は交番等に当該物件を差し出した場合において、占有者の同意が得られたときは、当該占有者から法第十条第三項の規定に基づく差出しがあったものとして取り扱うものとする。

(権利放棄の取扱い等)

第六条 拾得物を受理した場合において、差出者から、法第七条に規定する申告があったときは、拾得物控書に差出者の署名を求めるものとする。ただし、署名を求めるいとまがないときその他やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

2 拾得物を受理した場合において、差出者が法第九条の規定により拾得物に係る権利を失っているときは、差出者にその旨を説明するものとする。

3 前二項に規定する場合において、差出者が拾得物預り書を受領する意思がないことが明らかとなるときは、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、拾得物預り書の交付を要しないものとする。

4 拾得物を受理した場合において、当該拾得物が法第八条第三項に規定する物件に該当するときは、差出者にその旨を説明するものとする。

(拾得物一覧簿の記載等)

第七条 警察署に第四条第一項の報告があったとき、又は警察署において拾得物を受理したときは、直ちに、当該報告又は受理に係る受理番号及び拾得物の種類等を拾得物一覧簿に記載しなければならない。

2 拾得物を受理した警察署長は、当該拾得物に係る拾得場所が他の警察署の管轄区域内にあるときは、速やかに、当該拾得物に係る拾得物控書の写しを、当該拾得場所の所轄警察署長に送付するものとする。ただし、当該拾得物に係る遺失者等が判明しているときは、この限りでない。

3 前項の送付を受けた警察署長は、送付を受けた順に、当該拾得物控書の写しに整理番号を付すとともに、別記様式第二号の他署差出拾得物一覧簿に、拾得物控書の写しに係る拾得物の種類等及び整理番号を記載しなければならない。

第三章 遺失届の受理等

(遺失届の受理)

第八条 遺失者等から物件を遺失した旨の届出(以下「遺失届」という。)は、警察署長が、別記様式第三号の遺失届出書により受理するものとする。

2 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

(交番等における遺失届の受理時の措置)

第九条 交番等において遺失届を受理したときは、速やかに、遺失届出書を警察署に送付しなければならない。

(遺失届一覧簿の記載等)

第十条 警察署に前条の送付があったとき、又は警察署において遺失届を受理したときは、直ちに、遺失届出書に受理番号を付すとともに、遺失物の種類及び数量、遺失日時、遺失場所その他必要な事項(以下「遺失物の種類等」という。)並びに当該遺失届に係る受理番号を別記様式第四号の遺失

届一覧簿に記載しなければならない。

- 2 遺失届を受理した警察署長は、当該遺失届に係る遺失場所が他の警察署の管轄区域内にあるときは、速やかに、当該遺失届に係る遺失届出書の写しを、当該遺失場所の所轄警察署長に送付するものとする。ただし、当該遺失届に係る物件が拾得物として受理されている事実が判明しているときは、この限りでない。
- 3 前項の送付を受けた警察署長は、送付を受けた順に、当該遺失届の写しに整理番号を付すとともに、別記様式第五号の他署届出遺失届一覧簿に、当該遺失届出書の写しに係る遺失物の種類等及び整理番号を記載しなければならない。

第四章 遺失者等を発見するための措置

(遺失届の有無の調査)

第十一条 交番等において拾得物を受理したときは、警察署に、遺失届一覧簿(他署届出遺失届一覧簿を含む。次項及び第十五条において同じ。)に記載された当該拾得物に係る遺失届の有無を照会するものとする。

- 2 警察署において、第七条第一項又は第三項の記載を行うときは、遺失届一覧簿に記載された当該拾得物に係る遺失届の有無を確認するものとする。

(拾得物の有無の調査)

第十二条 交番等において遺失届を受理したときは、警察署に、拾得物一覧簿(他署差出拾得物一覧簿を含む。次項及び第十五条において同じ。)に記載された当該遺失届に係る拾得物の有無を照会するものとする。

- 2 警察署において、第十条第一項又は第三項の記載を行うときは、拾得物一覧簿に記載された当該遺失届に係る拾得物の有無を確認するものとする。

(高額物件等を拾得物として受理した場合の調査)

第十三条 警察署長は、高額物件等(十万円以上の現金、額面金額十万円以上の有価証券、見積価格十万円以上の物品その他警察本部長の指定する貴重な物件をいう。以下同じ。)を拾得物として受理したときは、速やかに、警察本部に当該物件に係る拾得物控書の写しを送付するとともに、当該物件に係る遺失届出書の写しが、次条第一項又は第二項の規定により警察本部に送付されているか否かを照会するものとする。ただし、当該物件に係る遺失者等が判明しているときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、送付を受けた拾得物控書の写しに係る物件の拾得場所が、他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、拾得物控書の写しの送付を受けた警察本部は、速やかに、拾得場所を管轄する都道府県警察の警察本部に拾得物控書の写しを送付するとともに、当該拾得物控書の写しに対応する遺失届出書の写しが、次条第一項又は第二項の規定により当該拾得場所を管轄する都道府県警察の警察本部に送付されているか否かを照会するものとする。

(高額物件等に係る遺失届を受理した場合の調査等)

第十四条 警察署長は、高額物件等に係る遺失届を受理したときは、速やかに、警察本部に当該物件

に係る遺失届出書の写しを送付するとともに、当該物件に係る拾得物控書の写しが、前条第一項又は第二項の規定により警察本部に送付されているか否かを照会するものとする。ただし、当該物件が拾得物として受理されている事実が判明しているときは、この限りでない。

2 前項の場合において、送付を受けた遺失届出書の写しに係る物件の遺失場所が、他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、遺失届出書の写しの送付を受けた警察本部は、速やかに、遺失場所を管轄する都道府県警察の警察本部に遺失届出書の写しを送付するとともに、当該遺失届出書の写しに対応する拾得物控書の写しが、前条第一項又は第二項の規定により当該遺失場所を管轄する都道府県警察の警察本部に送付されているか否かを照会するものとする。

3 警察署長は、逸走の家畜、火薬類その他の物件で早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼすおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要と認めるときは、警察本部通信指令室に対する手配の依頼その他の措置をとるものとする。

(その他の措置)

第十五条 警察署においては、拾得物を綿密に調査するとともに、遺失届一覧簿と拾得物一覧簿とを随時照合することにより、拾得物の遺失者等への返還に努めるものとする。

第五章 拾得物の保管等

(拾得物の保管)

第十六条 警察署においては、拾得物の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管設備への保管その他の必要な措置をとるものとする。

2 交番等においては、拾得物を受理してから第四条第二項の送付を行うまでの間、拾得物を、警察本部長の定めるところにより、確実に施錠できる錠を備えた保管設備に保管し、又はこれに準ずる方法で保管するものとする。

(売却の際とるべき措置)

第十七条 警察署長は、拾得物を令第五条の競争入札に付そうとする場合において、法及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条又は第二百四十一条の規定により当該物件の所有権を取得する権利を有する者(以下「権利者」という。)に、当該競争入札への参加の機会を与えることが適当であると認めるときは、あらかじめ、その者に、当該物件を競争入札に付す旨及び競争入札への参加を申し出ることができる旨を通知するものとする。ただし、その者の居所が判明しないときは、この限りでない。

2 法第二条第一項の規定により拾得物を売却したときは、拾得物控書の備考欄にその旨及び売却費用を控除した売却代金の残額を記載しておくものとする。

(廃棄の際とるべき措置)

第十八条 警察署長は、法第二条ノ二の規定により拾得物を廃棄するときは、あらかじめ、権利者に、その旨を通知するものとする。ただし、その者の居所が判明しないときは、この限りでない。

2 法第二条ノ二の規定により拾得物を廃棄したときは、拾得物控書及び拾得物一覧簿の備考欄にその旨を記載しておくものとする。

- 3 交番等においては、拾得物が滅失又は毀損のおそれがある場合で明らかに売却することができないものと認められるときは、警察署長の指揮を受けてこれを廃棄することができる。

第六章 拾得物の返還、引渡し等

(遺失者等が判明したときの措置)

第十九条 警察署長は、その保管する拾得物について遺失者等が判明したときは、当該遺失者等に対し、速やかに、拾得物の返還に係る手続を行う窓口、当該拾得物について法第三条の費用及び法第四条の報労金を弁償する義務がある旨並びに法第三条の費用及び法第四条の報労金を請求する権利を有する者の氏名、住所等を通知するものとする。

(拾得物の返還及び引渡しに係る手続を行う窓口)

第二十条 遺失者等に対する拾得物の返還に係る手続並びに法及び民法第二百四十条又は第二百四十一条の規定により拾得物の所有権を取得した者(以下「権利取得者」という。)に対する当該拾得物の引渡し(以下「拾得物の引渡し」という。)に係る手続は、警察署(これに代わる警察施設を警察署長が指定したときは、その施設とする。次条において同じ。)において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交番等において拾得物を保管中に当該拾得物に係る遺失者等が拾得物の返還を求めて交番等を来訪したときは、令第三条第一項の証明が得られる場合に限り、警察署長の指揮を受けて、交番等において拾得物の返還に係る手続を行うことができる。

(拾得物の返還及び引渡しについての特例措置)

第二十一条 警察署長は、警察署を来訪することが困難であると認められる遺失者等から拾得物の返還を求められた場合において、令第三条第一項の証明が得られたときは、遺失者等の申出により、遺失者等から別記様式第六号の遺失物送付依頼書を徴した上、これに記載された方法により、拾得物を返還することができる。

- 2 前項に規定する場合において、返還に要する費用は、遺失者等の負担とする。

- 3 前二項の規定は、拾得物の引渡しについて準用する。この場合において、これらの規定中「遺失者等」とあるのは、「権利取得者」と、「返還」とあるのは、「引渡し」と、第一項中「令第三条第一項の証明」とあるのは、「令第四条第三項において準用される令第三条第一項の証明」と、「別記様式第六号の遺失物送付依頼書」とあるのは、「別記様式第七号の拾得物送付依頼書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(有価証券等を引き渡す際の説明等)

第二十二条 警察署長は、権利取得者に、有価証券その他の権利を証する物件を引き渡す手続を行うときは、その者に、当該権利の取得の有無についての説明を行うことその他の必要な措置をとるものとする。

(犯罪捜査のために提出している拾得物の返還等を求められたときの措置)

第二十三条 警察署長は、犯罪捜査のため任意の提出を行っている拾得物について、遺失者等又は権利取得者から返還又は引渡しを求められたときは、その者に対し、拾得物が犯罪捜査のために領置されていることを説明するとともに、当該拾得物の返還又は引渡しに係る手続を行うものとする。

第七章 雑則

(本部施設における取扱い)

第二十四条 第二条第二項第三号の施設における遺失物の取扱いは、警察本部長が指定した職員が当該施設の所在地の所轄警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

(施設の占有者に対する指導)

第二十五条 警察署長は、法第十条に規定する船車、建築物等で公衆の利用に供するものの占有者に、令第十条に規定する措置その他遺失者等及び拾得者の権利の保護と利便の向上を図るための措置が確実に行われるよう、必要な指導を行うものとする。

(警察庁長官への委任)

第二十六条 この規則の実施のために必要な手続その他の事項は、警察庁長官が定める。